

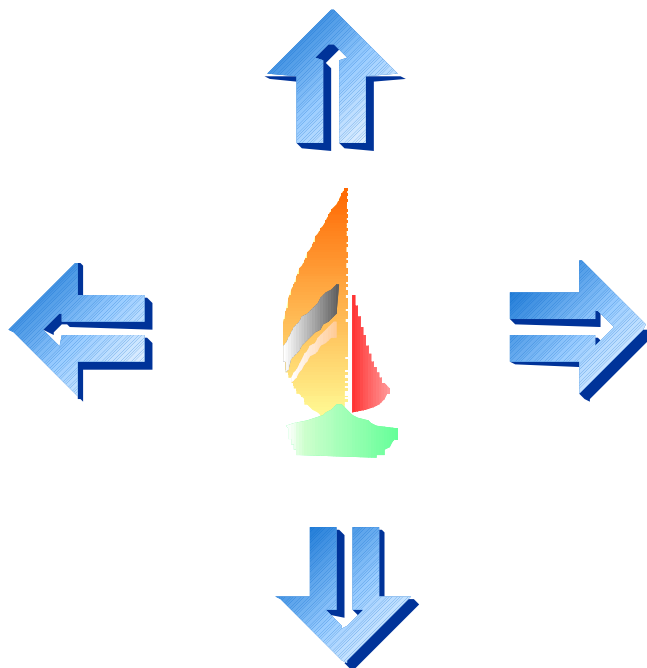
新しい中小企業組合制度の概要

～中小企業組合制度が改正されました～

平成19年4月1日から「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（平成18年6月15日、平成18年法律第75号）が施行されます。

また、この改正された法律を施行するための関係政省令等も施行されます。

これにより、中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合・連合会、事業協同小組合、火災共済協同組合・連合会、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律に規定する商工組合・連合会、協業組合の運営方法が大きく変わりますので、改正法及び政省令の内容をご理解いただき、適切に対応することが必要です。



※ 部分は削除

平成19年3月

全国中小企業団体中央会

目次

改正された制度の枠組み	1
具体的な改正点の概要	3
I 一般組合が対応しなければならない改正点	3
1. 役員（理事・監事）の任期の変更	3
2. 理事による利益相反取引の制限	7
3. 監事の権限拡大、監事の権限限定と組合員の権限拡大	7
4. 決算関係書類等の作成・手続の明確化	15
5. 会計帳簿等の保存の義務化、会計帳簿の閲覧請求要件の緩和	20
6. 施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成	21
7. 軽微な規約等の変更の場合の総会議決の省略	40
8. 理事、監事ごとの役員報酬の設定	41
9. 共済事業に関する定義の創設	42
II 大規模組合が対応しなければならない改正点（Iに追加して）	42
1. 監事の権限拡大の義務化	42
2. 員外監事選任の義務化	42
3. 余裕金運用の制限	43
4. その他	45
III 一般共済組合が対応しなければならない改正点（Iに追加して）	48
1. 共済事業に関する定義の創設	48
2. 共済規程の作成と認可	49
3. 共済事業実施に係る諸規制	51
IV 大規模共済組合が対応しなければならない改正点（I II IIIに追加して）	57
1. 名称中への一定の文字使用の強制	57
2. 兼業禁止	58
3. 財務の健全性基準の導入	59
4. 最低出資金の導入	59
会社法整備法による改正（平成18年5月施行）の概要	60

<改正された制度の枠組み>

今回の法改正は、2つの側面から行われています。

1つは「中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し」であり、もう1つは「共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入」です。

「中小企業組合の運営に関する制度の全面的な見直し」については、平成18年5月に施行された会社法の株式会社の運営にならった諸制度が導入されています。

「共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入」については、平成18年4月に施行された改正保険業法の保険会社の運営にならった諸制度が導入されています。

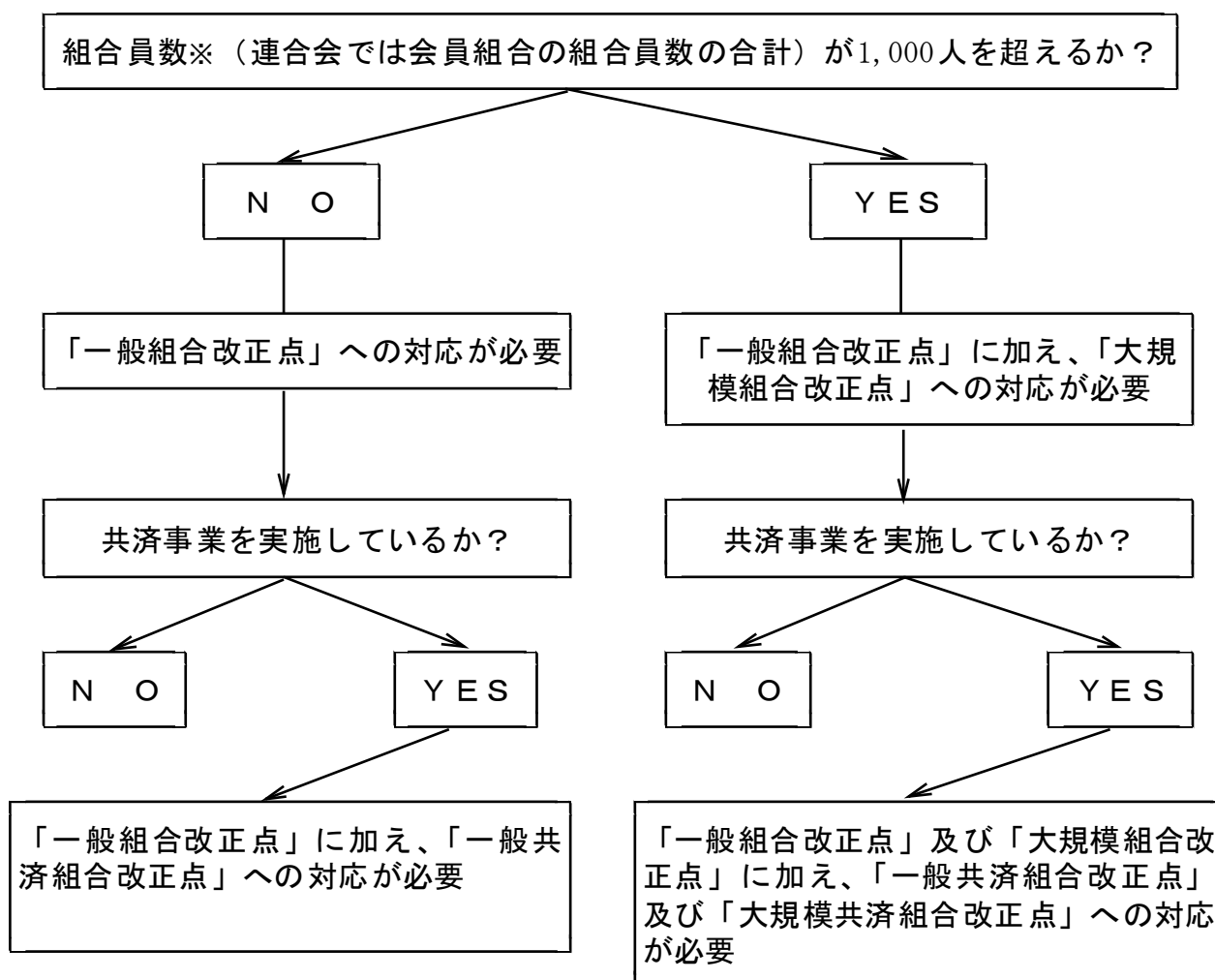
制度の改正点は、大きく分けて、「一般組合改正点（組合員規模や実施事業の内容を問わず、すべての中小企業組合に関連する改正点）」と「大規模組合改正点（一定の組合員数を超える中小企業組合が対応しなければならない改正点）」があります。

さらに、共済事業を実施する組合に対しては、これに加え、「一般共済組合改正点（共済事業を実施するすべての中小企業組合が対応しなければならない改正点）」と「大規模共済組合改正点（一定の組合員数を超える共済事業実施組合が対応しなければならない改正点）」があります。

したがって、組合員数や共済事業を実施しているか否かによって、対応しなければならない改正点が異なりますので注意が必要です。また、改正点によって法令施行後の経過措置が異なっていますので、この点にも注意することが必要です。

まず、次のフロー図で対応しなければならない改正点を確認して下さい。

制度改正に対応するための確認フロー図



フロー図に示すように、大規模組合に対しては、一般組合が対応しなければならない「一般組合改正点」に加え、「大規模組合改正点」が上乘せされます。

また、共済事業を実施する組合は、その規模によって、一般共済組合は「一般組合改正点」に加え「一般共済組合改正点」が、大規模共済組合は「一般組合改正点」及び「大規模組合改正点」に加え、「一般共済組合改正点」及び「大規模共済組合改正点」が上乘せされることに留意する必要があります。

なお、この場合の「組合の規模」とは、「組合員数1,000人（連合会の場合は会員組合の組合員数の合計）※」を基準としており、これは政令（中小企業等協同組合法施行令、中小企業団体の組織に関する法律施行令）で規定されています。

それぞれの枠組みごとの改正項目は、次のとおりです。

※共済事業を実施している事業協同組合の組合員に組合が加入している場合には、その組合員である組合の組合員数の合計から組合員である組合の数を減じて得られた数に組合以外の組合員数を加えた数が1,000人を超えるかどうかで判断する必要があります（中協法施行令第14条、P11参照）。

I 一般組合が対応しなければならない改正点（一般組合改正点）

1. 役員（理事・監事）の任期の変更
2. 理事による利益相反取引の制限
3. 監事の権限拡大、監事の権限定と組合員の権限拡大
4. 決算関係書類等の作成・手続の明確化
5. 会計帳簿等の保存の義務化、会計帳簿の閲覧請求要件の緩和
6. 施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成
7. 軽微な規約等の変更の場合の総会議決の省略
8. 理事、監事ごとの役員報酬の設定
9. 共済事業に関する定義の創設

II 大規模組合が対応しなければならない改正点（大規模組合改正点）

（Iに追加して）

1. 監事の権限拡大の義務化
2. 員外監事選任の義務化
3. 余裕金運用の制限
4. その他

III 一般共済組合が対応しなければならない改正点（一般共済組合改正点）

（Iに追加して）

1. 共済事業に関する定義の創設
2. 共済規程の作成と認可
3. 共済事業実施に係る諸規制（共済事業と他の事業との区分経理、経費賦課の禁止、責任準備金等の積立て、余裕金運用の制限、外部監査の導入、共済計理人の選任・関与、重要事項の説明義務、業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧、共済代理店規定の整備、共済金額の削減・共済掛金の追徴に関する事項の定款への記載、員外利用に関する定義の見直し）

IV 大規模共済組合が対応しなければならない改正点（大規模共済組合改正点）（I II IIIに追加して）

1. 名称中への一定の文字使用の強制
2. 兼業禁止
3. 財務の健全性基準の導入
4. 最低出資金の導入

＜具体的な改正点の概要＞

それぞれの枠組みごとの具体的な改正点の概要は次のとおりです。
なお、下記のとおり法令の略称を使用しています。

(凡例)

改正法・・・中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律
中協法・・・平成19年4月1日施行の改正中小企業等協同組合法
中団法・・・平成19年4月1日施行の改正中小企業団体の組織に関する法律
会社法・・・平成18年5月1日施行の会社法
中協法施行令・・・平成19年4月1日施行の改正中小企業等協同組合法施行令
中団法施行令・・・平成19年4月1日施行の改正中小企業団体の組織に関する法律施行令
中協法施行規則・・・平成19年4月1日施行の改正中小企業等協同組合法施行規則
中団法施行規則・・・平成19年4月1日施行の改正中小企業団体の組織に関する法律施行規則
定款参考例・・・全国中企業団体中央会が策定した定款参考例

(商工組合・連合会、協業組合の根拠法である中小企業団体の組織に関する法律及び同施行令、同施行規則も平成19年4月から改正され施行されますが、中小企業等協同組合法と同様の箇所は敢えて根拠条文を省略いたしました。)

I 一般組合が対応しなければならない改正点（一般組合改正点）

1. 役員（理事・監事）の任期の変更

役員（理事、監事）の任期が変更されます

理事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「2年以内で定款で定める期間」に変更されます。

監事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「4年以内で定款で定める期間」に変更されます。

理事の任期が3年である組合は任期の短縮（定款変更が必要）が必要です

現在、定款で理事の任期を「3年」と規定している組合は、法施行後はそのままであると法違反となりますので、「2年」以内に定款変更する必要があります。

監事の任期の延長（定款変更が必要）が可能となります

監事については、今回の法改正で監事の権限強化の観点から「4年以内で定款で定める期間」に任期が延長されています。こうした点を踏まえ、各組合で監事の任期を定めてください。ただし、改正前の法規定では「3年以内で定款で定める期間」とされていることから、組合では、「1年」「2年」「3年」のいずれかの任期が定款に規定されていると考えられ、これらは、「4年以内で定款で定める期間」に該当します。このため監事については定款を変更せずに現在の任期のままであっても法違反にはなりません。いずれにしても、理事の改選期と監事の改選期をどのように設定するか（例えば、理事の任期を2年とし、監事の任期を3年のままとした場合、理事と監事の改選期が一致しないこととなります）等を踏まえ、監事の任期をどのようにするか検討する必要があります。

役員（理事・監事）の任期の変更のタイミングを考える必要があります

上記の任期変更に関しては改正法には、「この法律の施行の際現に存する協同組合の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による」という

経過措置が置かれています。

理事の任期が3年である場合や監事の任期を4年にしようとする場合には、組合の事業年度や現在の理事、監事の改選時期によって任期を変更しなければならない時期が異なりますので注意が必要です。

例えば事業年度が4月に始まり翌年の3月に終わる組合の場合、この経過措置への対応関係の一例を示すと次のようになります。

(1) 理事（任期を「3年」としている場合、どのタイミングで2年以内への任期短縮・定款変更をしなければならないのか？）

①平成18年5月に任期満了に伴い3年任期で改選した場合（平成21年5月までは3年任期のまま）

○平成21年5月までの間に定款を変更して2年以内（在任中は効力を生じない旨等の停止条件付き）とし、平成21年5月の総会において、2年以内に変更された定款の規定に基づき理事を選出する。これ以降、理事の任期は2年以内となる。

○平成21年5月の総会において、理事の任期を2年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期2年の理事を選出することも可能である。

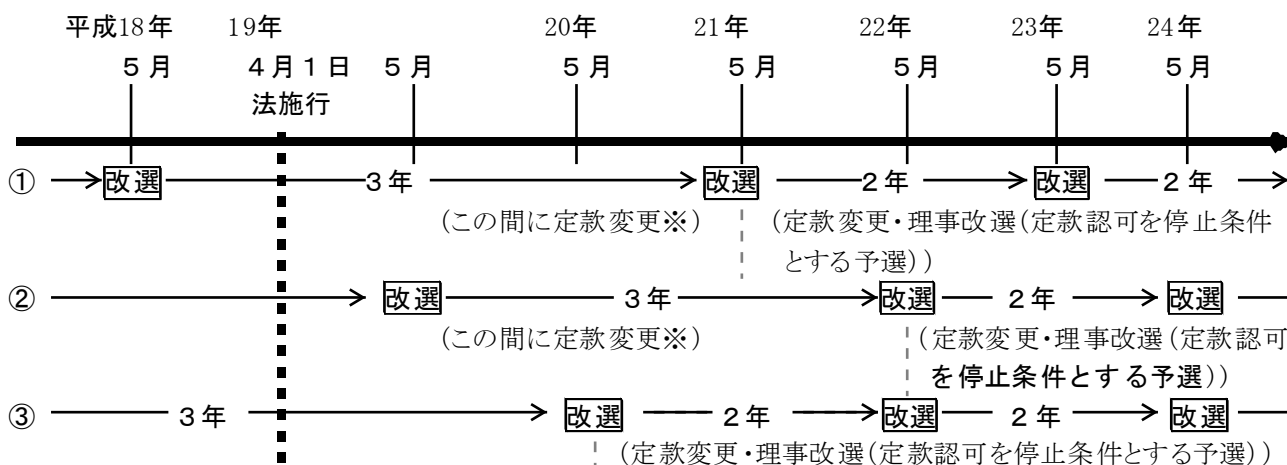
②平成19年5月に任期満了に伴い3年任期で改選する場合（平成22年5月までは3年任期のまま）

○平成22年5月までの間に定款を変更して2年以内（在任中は効力を生じない旨等の停止条件付き）とし、平成22年5月の総会において、2年以内に変更された定款の規定に基づき理事を選出する。これ以降、理事の任期は2年以内となる。

○平成22年5月の総会において、理事の任期を2年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期2年の理事を選出することも可能である。

③平成20年5月に任期満了に伴い2年任期で改選する場合

○平成20年5月の総会において理事の任期を2年以内とする定款変更の議決と同時に変更の議決をした定款の認可を停止条件として理事の改選を行う。これ以降、理事の任期は2年以内となる。



※例えば在任中は効力を生じない旨等の停止条件を付す

(2) 組合員数1,000人以下の組合の監事（任期を「3年」としている場合、どのタイミングで4年以内への任期延長・定款変更が可能となるか？）

①平成18年5月に任期満了に伴い3年任期で改選した場合（平成21年5月までは3年任期のまま）

○平成20年5月から平成21年5月（平成20年5月以前は不可）までの間に定款を変更して4年以内（在任中は効力を生じない旨等の停止条件付き）とし、平成

21年5月の総会において、4年に変更された定款の規定に基づき監事を選出する。これ以降、監事の任期は4年以内となる。

- 平成21年5月の総会において、監事の任期を4年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期4年以内の監事を選出することも可能である。

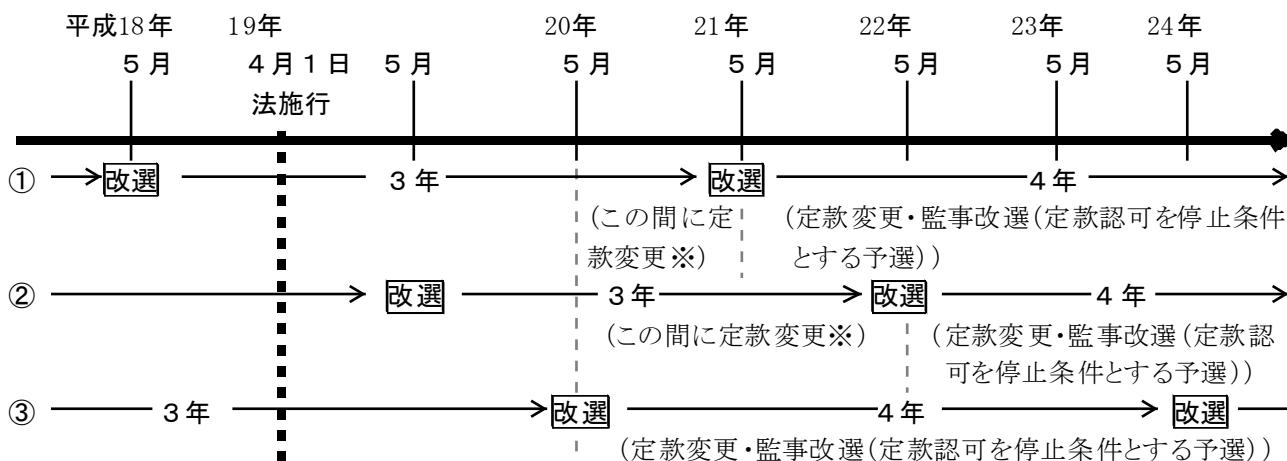
②平成19年5月に任期満了に伴い3年任期で改選する場合（平成22年5月までは3年任期のまま）

- 平成20年5月から平成22年5月（平成20年5月以前は不可）までの間に定款を変更して4年以内（在任中は効力を生じない旨等の停止条件付き）とし、平成22年5月の総会において、4年以内に変更された定款の規定に基づき監事を選出する。これ以降、監事の任期は4年以内となる。

- 平成22年5月の総会において、監事の任期を4年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期4年以内の監事を選出することも可能である。

③平成20年5月に4年任期で改選する場合

- 平成20年5月の総会において監事の任期を4年以内とする定款変更の議決と同時に変更の議決をした定款の認可を停止条件として監事の改選を行う。これ以降、監事の任期は4年以内となる。

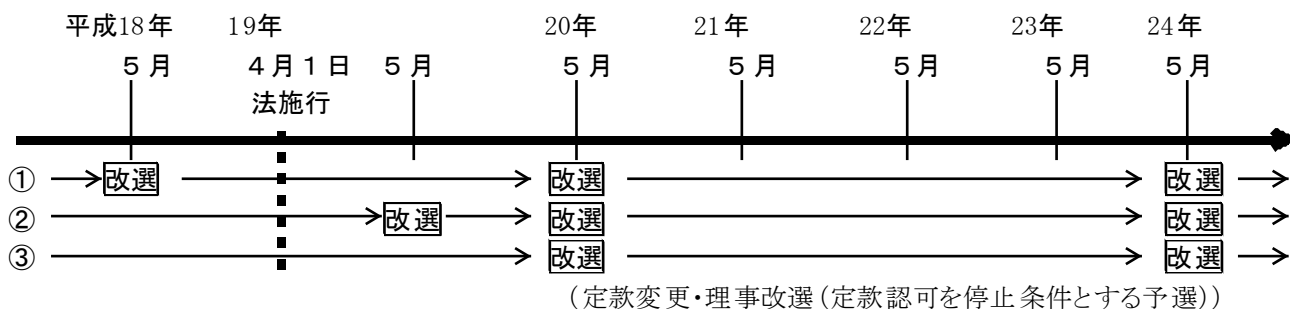


※例えば在任中は効力を生じない旨等の停止条件を付す

(3) 組合員数1,000人超の組合の監事（任期を「3年」としている場合、どのタイミングで4年以内へ任期延長・定款変更することが可能となるか？）

- 組合員数が1,000人超の組合においては、監事に対する業務監査権限の付与が義務づけられる一方で、改正法においては、監事の権限が会計監査のみから業務監査にまで拡大された場合（定款変更が必要）、その時点で監事の任期は一旦終了することとなっている（後述）。他方、監事に対する業務監査権限の付与は、経過措置により平成20年5月の総会において定款変更の決議を行うこととされていることから、その時点で監事の任期は一旦終了し、改選を行うこととなる。

- したがって、組合員数1,000人超の組合において監事の任期を4年以内へ任期延長しようとする場合には、監事の任期を4年以内とする旨の定款変更に加えて、監事に対する業務監査権限の付与に関する定款変更も併せて行うことが必要であり、さらにこれらの定款変更の認可を停止条件として監事の改選を行うことが必要である。これ以降の監事は業務監査権限が付与され、任期も4年以内となる。



＜定款参考例＞

(役員任期)

第〇条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 〇年又は任期中の第〇回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第〇回目の通常総会が〇年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 △年又は任期中の第△回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第△回目の通常総会が△年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(注) 役員任期は、理事については2年、監事については4年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。

＜改正法附則(役員任期に関する経過措置)＞

第10条 この法律の施行の際現に存する協同組合の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

＜中協法＞

(役員任期)

第36条 理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、4年以内において定款で定める期間とする。

3 設立当時の役員任期は、前2項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、1年を超えてはならない。

4 前3項の規定は、定款によつて、前3項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

5 前3項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

経過措置期間中の任期変更のうち、特に監事の任期変更については注意が必要です

この経過措置はすべての組合に適用されます。

理事の任期については、改正前の中協法においても理事の任期は「3年以内において定款で定める期間」とされており、例えば2年とすることも可能とされていることから、

経過措置期間中であっても理事の任期を3年から2年に短縮することは可能です。

この場合に現に就任している理事の任期は変更後の任期満了時点で終了することに留意する必要があります。

例えば平成20年5月に任期満了となる理事がいるにもかかわらず、前年の平成19年5月の通常総会で定款変更して2年に短縮した場合には、定款変更と同時に定款変更認可後に就任する旨の停止条件を付して役員改選を行うことが必要です。また、変更後の定款について平成20年5月の役員改選時から適用する旨の停止条件を付して定款変更を行うこともできます（前述の例を参照）。

他方、監事の任期については、改正前中協法の監事の任期が「3年以内において定款で定める期間」とされており、4年の任期とすることは不可能であることから、経過措置期間中に理事のように任期を変更して監事の任期を4年とすること（行政庁に対して停止条件を付した定款変更の認可申請を行うことを含む）はできませんので留意することが必要です。

なお、事業年度が4月に開始され3月に終了する組合以外の組合では、経過措置のとらえ方が異なりますので注意が必要です。

2. 理事による利益相反取引の制限

理事による利益相反取引が制限されます

これまで理事は、組合と契約する場合のみ理事会の承認が必要とされてきました。

平成19年4月1日以降、理事は、「組合と取引しようとするとき」「組合が理事の債務を保証する等組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後には重要な事実を理事会に報告する義務が課されます。

なお、利益相反取引をしようとする理事は理事会の定足数に算入されず、議決権も停止されます

<中協法>

（理事の自己契約等）

第38条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（1）理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

（2）組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第1号の取引については、適用しない。

3 第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事会の決議）

第36条の6 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3. 監事の権限拡大、監事の権限限定と組合員の権限拡大

（1）監事の権限拡大

監事の権限が拡大されます

これまで監事は、会計に関する監査のみを行うこととされていましたが、今後、監事は原則として、会計監査に加え、業務監査（理事の業務執行の監査）も行うことになり

ました。このため、理事や使用人等に対する組合事業の報告請求や業務、財産や総会提出議案の調査権限が与えられるほか、組合と理事間の訴訟の際に組合を代表する権限が与えられます。

理事会への出席など義務が強化されます

監事の権限強化に伴い、理事長に対しては監事に理事会の招集通知を発する義務が課されるとともに、監事に対しては理事会への出席と理事会の議事録への署名、記名押印が要請されるなど、義務が強化されます。

この場合、理事会議事録への記載事項も追加されますので、留意することが必要です。

経過措置に留意する必要があります

この変更は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会終了の後に適用されます。改正前の中協法においては監事の権限は会計監査に限定されています。したがって、この経過措置期間中に監事の権限を業務監査にまで拡大（**行政庁に対し停止条件を付した定款変更の認可申請を行うことを含む**）することはできないことに留意する必要があります。

なお、監事の権限を従来の会計監査のみから業務監査にまで拡大する場合は、その時点で一旦監事の任期が終了することに留意する必要があります。

なお、事業年度が4月に開始され3月に終了する組合以外の組合では、経過措置のとりえ方が異なりますので注意が必要です。

(2) 監事の権限の会計監査への限定と組合員の権限拡大

組合員数1,000人以下の組合は監事の監査権限を会計に関する監査に限定することができます

すべての組合の監事に原則として業務監査権限が付与されますが、組合員数（連合会の場合は会員組合の組合員の合計）が1,000人以下の組合では、定款にその旨を定めることで、これまでどおり監事の権限を会計に関する監査に限定することができます。

この場合の組合員数が1,000人以下であるかどうかの判断は、法施行後開始する事業年度の開始の時点で判断することとなります。

例えば、平成20年度の開始時点で1,000人を超えた場合には、その年の5月の通常総会の終了時までには1,000人を超えない組合であるとみなされることから、通常総会で定款変更を行うとともに停止条件を付して監事の改選を行うこととなります。

逆に1,000人を超えている組合が翌事業年度の開始時に1,000人以下となった場合であって、今後、業務監査権限を与えないこととしようとする場合も、その年の通常総会において定款変更を行うことで対応することが可能です。この場合は監事が任期途中であっても改選を行う必要はありません。

現在の定款規定のままで監事の権限が会計に関する監査に限定されているとみなされます

この監事の権限を会計に関する監査に限定する旨の定款の規定については、組合の現在の定款の中の「監事の職務」に関する規定が全国中小企業団体中央会策定の定款参考例と同様の規定となっている場合には、「監事の権限が会計に関する監査に限定される」規定であると考えられることから、特段、定款変更する必要はありません。

逆に、監事に会計に関する監査に加え、業務監査の権限を付与する場合には、その旨を追加するか、「監事の職務を会計に限定している」とみなされる現在の定款の規定を削除する必要があります。

<定款参考例>

- 監事の職務を会計監査に**限定する**場合
(監事の職務)

- 第〇条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

●監事の職務を会計監査に限定しない場合
(監事の職務)

- 第〇条 監事は、理事の職務の執行を監査する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

~~~~~  
監事の権限を会計に関する監査に限定する場合には、組合員の権限が強化されます

一方で、これまでどおり監事の権限を会計に関する監査に限定する場合には、改正法施行後は、組合員に理事会の招集請求権などが与えられるなど、監事の業務監査権限に相応する権限が組合員に与えられます。

総会・理事会議事録の記載事項等が異なることに留意することが必要です

監事の権限が会計に関する監査に限定されるか、理事の業務の監査にまで拡大されるか(前述)によって、総会議事録の記載事項や理事会議事録の記載事項が異なってきますので、注意が必要です。

なお、監事の権限が会計に関する監査に限定されている場合には、理事長が監事に対して理事会の招集通知を発する義務や監事が理事会へ出席し、理事会の議事録へ署名又は記名押印する義務は課されていません。

しかし、義務が課されていないにもかかわらず、実際に監事が理事会へ出席した場合には、中協法施行規則上にその旨の規定がないこと等から、理事会議事録への署名又は記名押印義務等が課されることとなります。

~~~~~  
<定款参考例>

(総会の議事録)

- 第〇条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。
- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 招集年月日
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
 - (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(注) 第2項(10)中の「総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果」は、監事に業務監査権限を与える組合に

おける規定であり、(11)は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合における規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

(理事会の議長及び議事録)

第〇条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 出席組合員の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

(10) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(11) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(12) 組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(13) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

⑤ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合

⑥ ⑤の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 組合が、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(注) 第3項(10)、(13)③、④は、監事に理事の業務監査権限を与える組合に対する規定であり、(6)、(11)、(13)⑤、⑥は、監事の職務を会計に関するものに限定している組合に対する規定であるので、組合によって、適宜、選択すること。

＜改正法附則（監事への業務監査権限の付与に関する経過措置）＞

第11条 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第36条の3の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

＜中協法＞

（役員職務及び権限等）

第36条の3 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 理事については会社法第357条第1項、同法第360条第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び同法第361条の規定を、監事については同法第343条第1項及び第2項、第345条第1項から第3項まで、第381条（第1項を除く。）、第382条、第383条第1項本文、第2項及び第3項並びに第384条から第388条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第345条第1項及び第2項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第382条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第384条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第388条中「監査役設置会社（監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第35条第6項の政令で定める基準を超えない組合（第40条の2第1項に規定する会計監査人の監査を要する組合を除く。）は、第2項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第353条、第360条第1項及び第364条の規定を、監事については同法第389条第2項から第7項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第2項、第3項及び第4項第2号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（理事会の議事録）

第36条の7 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

（総会の議事録）

第53条の4 総会の議事録については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

＜中協法施行令＞

（組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲）

第14条 法第35条第6項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員（協同組合連合会（法第9条の9第1項第1号の事業を行うものを除く。）にあつては、会員たる組合の組合員。以下この条において同じ。）の総数（共済事業を行う事業協同組合であつて組合を組合員に含むものにあつては、当該事業協同組合の組合員の数に当該事業協同組合の構成組合の組合員の数を加えた数から当該事業協同組合の構成組合の数を減じた数とする。以下同じ。）が1,000人で

あることとする。

- 2 組合（信用協同組合及び法第九条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに1,000人を超えることとなった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第35条第6項の政令で定める基準を超える組合に該当しないものとみなす。
- 3 組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに1,000人以下となった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第35条第6項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

＜主な会社法準用条文＞

第357条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を組合員（監査権限限定組合（中小企業等協同組合法第27条第8項に規定する監査権限限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合にあつては、監事）に報告しなければならない。

※中協法

第27条

- 8 創立総会については、第11条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第830条、第831条、第834条（第16号及び第17号に係る部分に限る。）、第835条第1項、第836条第1項及び第3項、第837条、第838条並びに第846条（株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）の規定（第36条の3第4項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合（以下「監査権限限定組合」という。）にあつては、監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（組合員による招集の請求）

第367条 組合（監査権限限定組合（中小企業等協同組合法第27条第8項に規定する監査権限限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合を除く。）の組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、理事会の招集を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、理事（前条第1項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、理事会の目的である事項を示して行わなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。
- 4 第1項の規定による請求を行った組合員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第3項の規定により招集した理事会に出席し、意見を述べることができる。

（招集手続）

第368条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各理事（監査権限限定組合以外の組合にあつては、各理事及び各監事）に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事（監査権限限定組合以外の組合にあつては、理事及び監事）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監事の権限）

第381条

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は監査権限限定組合以外の組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監査権限限定組合以外の組合の子会社（中小企業等協同組合法第35条第6項に規定する子会社をいい、共済事業（同法第9条の2第7項に規定する共済事業をいう。）を行う組合にあつては、同法第61条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

（理事会への出席義務等）

第383条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第366条第1項ただ

し書に規定する場合にあっては、招集権者) に対し、理事会の招集を請求することができる。3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第384条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他主務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第385条 監事は、理事が監査権限限定組合以外の組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査権限限定組合以外の組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監査権限限定組合以外の組合と理事との間の訴えにおける組合の代表)

第386条 中小企業等協同組合法第36条の8第2項の規定にかかわらず、監査権限限定組合以外の組合が理事(理事であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は理事が監査権限限定組合以外の組合に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監査権限限定組合以外の組合を代表する。

2 中小企業等協同組合法第36条の8第2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監査権限限定組合以外の組合を代表する。

(1) 監査権限限定組合以外の組合が第847条第1項の訴えの提起の請求(理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。)を受ける場合

(2) 監査権限限定組合以外の組合が第849条第3項の訴訟告知(理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。)並びに第850条第2項の規定による通知及び催告(理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。)を受ける場合

(定款の定めによる監査範囲の限定)

第389条

2 中小企業等協同組合法第36条の3第4項の規定による定款の定めがある組合の監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 前項の監事は、理事が総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他の主務省令で定めるものを調査し、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

4 第2項の監事は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び参事その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの

5 第2項の監事は、その職務を行うため必要があるときは、組合の子会社(中小企業等協同組合法第35条第6項に規定する子会社をいい、共済事業(同法第9条の2第7項に規定する共済事業をいう。)を行う組合にあっては、同法第61条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に対して会計に関する報告を求め、又は組合若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告又は調査を拒むことができる。

7 中小企業等協同組合法第36条の3第3項の規定により準用する第381条(第1項を除く。)、第382条、第383条第1項本文、第2項及び第3項並びに第384条から第386条までの規定は、同法第36条の3第4項の規定による定款の定めがある組合については、適用しない。

<中協法施行規則>

(理事会の議事録)

第40条

- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員等（理事、監事又は会計監査人をいう。以下同じ。）又は組合員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 法第36条の3第3項において準用する会社法第383条第2項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 法第36条の3第3項において準用する会社法第383条第3項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの
 - ハ 法第36条の6第6項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第366条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 法第36条の6第6項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第366条第3項の規定により理事が招集したもの
 - ホ 法第36条の6第6項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第367条第1項の規定による組合員の請求を受けて招集されたもの
 - ヘ 法第36条の6第6項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第367条第3項において準用する同法第366条第3項の規定により組合員が招集したもの
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第36条の3第3項において準用する会社法第382条（法第69条第1項において準用する場合を含む。）
 - ロ 法第36条の3第3項において準用する会社法第383条第1項本文（法第69条第1項において準用する場合を含む。）
 - ハ 法第36条の6第6項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第367条第4項
 - ニ 法第38条第3項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）
 - (6) 理事会に出席した役員等又は組合員の氏名又は名称
 - (7) 理事会の議長の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 法第36条の6第4項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
 - ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
 - (2) 法第36条の六第五項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

（総会の議事録）

第113条

- 3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- (1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員等又は組合員若しくは中央会の会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - (3) 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第36条の3第3項及び法第40条の2第3項において準用する会社法第345条第1項

- ロ 法第36条の3第3項及び法第40条の2第3項において準用する会社法第345条第2項
 - ハ 法第36条の3第3項において準用する会社法第384条
 - ニ 法第36条の3第3項において準用する会社法第387条第3項
 - ホ 法第36条の3第5項において準用する会社法第389条第3項
 - ヘ 法第40条の2第3項において準用する会社法第398条第1項
 - ト 法第40条の2第3項において準用する会社法第398条第2項
- (4) 総会に出席した役員等の氏名又は名称
- (5) 総会の議長の氏名

4. 決算関係書類等の作成・手続の明確化

決算関係書類等に関する手続が明確化されました

これまで、理事は、①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない、②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない、とされてきました。

今回の改正により、

- ①決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない
- ②理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない
- ③組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない、とされました。

決算関係書類を通常総会の招集通知と併せて組合員へ提供する必要があります

これまでには通常総会の招集に当たっては会議の目的たる事項、すなわち議案を示すことで足りていましたが、平成19年4月以後に通常総会の招集通知を发出するに当たっては、決算関係書類と事業報告書、監査報告を併せて提供（書面の場合は郵送）しなければならないことに留意する必要があります。

また、監事は、組合から決算関係書類（業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む）を提供されてから、原則、4週間を経過した日までに監査報告を行う義務が課せられます。

以上のこと及び通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を事務所へ備え置くことが義務づけられたことから、年度末終了後に速やかに決算関係書類、事業報告書を作成する必要があります。

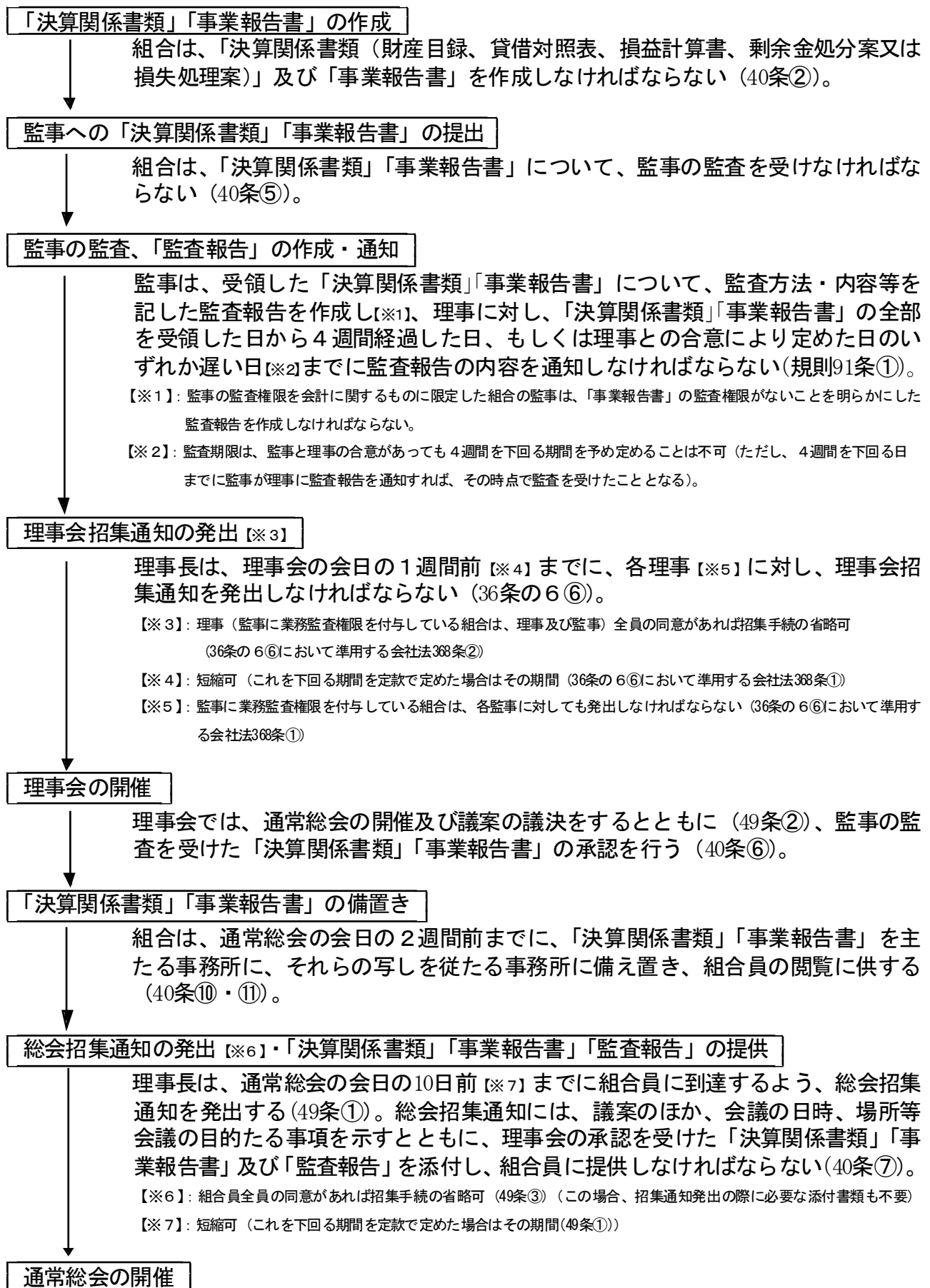
ただし、監事は決算関係書類（業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む）の提供を受けてから4週間を経過する日を待って監査報告を行う義務はなく、自主的にこれ以前に監査報告を理事に対して行うことを妨げるものではありませんので、監事の監査能力と監査に要する実際の期間を見極め、決算関係書類の作成期限を予め決定することが肝要です。

以上を踏まえて、決算関係書類及び事業報告書の監事への提出時期、理事会の開催時期、通常総会の通知とともに決算関係書類及び事業報告書を組合員に提供する方法等について、個々の組合で検討することが必要です。なお、組合員への提供の方法は書面だけでなく、電磁的方法（電子メールに当該書類を添付する方法等）によることもできます（提供を受ける個々の組合員の同意が必要）。

なお、組合員全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略することができますが、この場合には招集手続そのものを行う必要がないことから法令上、決算関係書類、事業報告書を組合員に事前に提供する必要はありません。

また、事前に提供することが必要なものは、決算関係書類、事業報告書であり、通常総会の議決を要することとなっている収支予算や事業計画などは事前提供の対象になっ

ていません。以上の改正内容を踏まえた通常総会招集の流れは次のとおりです。
＜平成19年4月以後に招集される通常総会の手続きフロー図＞



~~~~~  
<定款参考例>

(理事会の招集手続)

- 第〇条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、各理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本組合は、希望する理事に対しては、前項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

---

(注1) 理事会の招集手続については、1週間を下回る期間を定款で定めることができる。

(注2) 監事に理事の業務監査権限を与える組合は、第1項及び第2項中の「各理事」を「各理事及び各監事」に書き換えること。

(総会の招集)

第〇条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後〇月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

---

(注) 通常総会の開催時期に関する組合法上の規定は存在しないため、毎事業年度終了後3か月以内に招集する旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。これまで多くの組合では「毎事業年度終了後2月以内に通常総会を開催する旨」を規定しているが、これは法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の2(確定申告書の提出期限の延長の特例)及び法人税基本通達17-1-4(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。

※参考

法人税法

(確定申告書の提出期限の延長の特例)

- 第75条の2 第74条第1項(確定申告)の規定による申告書を提出すべき内国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書をそれぞれ同項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該各事業年度の申告書の提出期限を1月間(特別の事情により各事業年度終了の日の翌日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間)延長することができる。
- 2 前項の申請は、同項に規定する申告書に係る事業年度終了の日までに、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、同項の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数その他財務省令で定める事項を記載した申請書をもつてしなければならない。
- 8 前条の規定は、第1項の規定の適用を受けている内国法人が、当該事業年度(前項の規定の適用に係る事業年度を除く。)につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、第一項に規定する申告書を同項の規定により延長された提出期限までに提出することができないと認められる場合について準用する。この場合において、同条第2項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から45日以内」とあるのは「申告書の提出期限の到来する日の15日前まで」と、同条第5項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から2月以内」とあるのは「申告書の提出期限まで」と、同条第7項中「内国法人は、同項」とあるのは「内国法人は、第75条の2第6項において準用するこの項の規定による利子税のほか、第1項」と、「当該事業年度終了の日の翌日以後2月を経過した日から同項」とあるのは「同条第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限の翌日から第1項」と読み替えるものとする。

## <法人税基本通達>

(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)

- 17-1-4 法第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》に規定する「その他これに類する理由」により決算が当該事業年度終了の日から2月以内に確定しない法人とは、次のような法人をいう。(昭50年直法2-21「36」により追加、平11年課法2-9「二十四」により改正)
- (1) 会計監査人の監査を必要としないが、定款において事業年度終了の日から3月以内に株主総会を開催する旨を定めている法人
  - (2) 保険業法第11条《株主名簿の閉鎖の期間等》の規定により、事業年度終了後4月以内に株主総会を開催することが認められている保険株式会社
  - (3) 外国法人で、その本社の決算確定手続が事業年度終了後2月以内に完了しないもの
  - (4) 外国株主との関係で、決算確定までに日数を要する合併会社
  - (5) 会社以外の法人で、当該法人の支部又は加入者である単位協同組合等の数が多いこと、監督官庁の決算承認を要すること等のため、決算確定までに日数を要する全国組織の共済組合、協同組合連合会等

## <定款参考例>

(総会招集の手続)

- 第〇条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。
- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
  - 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
  - 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知及び決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
  - 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。
  - 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)
  - 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(注1) 役員選挙について候補者制をとる組合にあつては、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を追加すること。

6 総会において、役員選挙を行う場合には、第1項の通知書に、第〇条第6項の規定により届出のあった立候補者及び被推薦者の氏名を記載しなければならない。

(注2) 役員選出について選任の方法をとる組合にあつては、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を追加すること。

6 総会において、役員選任を行う場合には、第1項の通知書に第〇条第2項の規定により推薦された候補者の氏名を記載しなければならない。

(注3) 総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。

<中協法>

(決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等)

- 第40条 組合は、主務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
- 2 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。
- 3 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 4 組合は、決算関係書類を作成した時から10年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。
- 5 第2項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。
- 6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。
- 7 理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告又は次条第一項の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。
- 8 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。
- 9 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。
- 10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の2週間前の日から3年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第3号及び第4号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。
- 12 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。
- (1) 決算関係書類及び事業報告書が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- (3) 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

<中協法施行規則>

(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)

- 第89条 監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）が当該組合又は中央会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (3) 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
- (4) 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合又は中央会の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
- (5) 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- (6) 追記情報

(7) 監査報告を作成した日

2 前項第6号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

(監事の事業報告書に係る監査報告の内容)

第90条 監事は、事業報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 事業報告書が法令又は定款に従い当該組合又は中央会の状況を正しく示しているかどうかについての意見

(3) 当該組合又は中央会の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

(4) 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

(5) 監査報告を作成した日

2 前項の規定にかかわらず、監査権限限定組合（法第27条第8項に規定する組合をいう。）の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

(監事の監査報告の通知期限等)

第91条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、第89条第1項及び前条第1項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

(1) 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日

(2) 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 決算関係書類及び事業報告書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第1項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算関係書類及び事業報告書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第1項及び第2項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 第1項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算関係書類及び事業報告書の作成に関する業務を行った理事

5 第1項及び第3項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 第1項の規定による通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき者として定められた者

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

## 5. 会計帳簿等の保存の義務化、会計帳簿の閲覧請求要件の緩和

会計帳簿について、会計帳簿の閉鎖後10年間の保存が義務づけられました。また、会計帳簿の閲覧請求要件が、総組合員の「10分の1」から「100分の3」に緩和されました（定款でこの割合をさらに緩和することも可能）。ただし、共済事業を行う組合及び信用協同組合・連合会については、「100分の3」は「10分の1」とされています。

~~~~~  
<定款参考例>

(会計帳簿等の閲覧等)

第〇条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写を請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

（注）総組合員の同意の割合については、100分の3（共済事業を実施する組合においては10分の1）を下回る割合を定めることができるので、100分の3（共済事業を実施する組合においては10分の1）を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。

<中協法>

（会計帳簿等の作成等）

第41条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

3 組合員は総組合員の100の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

（2）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5 共済事業を行う組合並びに信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会についての第3項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「10分の1」とする。

6. 施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成

これまで、組合が作成しなければならない決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告については、法令上に特段の作成基準が示されていませんでした。

これらについて、主務省令（施行規則）に基づき作成することが義務づけられ（中協法第40条、前掲）、具体的な作成基準が定められました。

・中協法施行規則

決算関係書類（第3節（第45条～82条））、事業報告書（第4節（第83条～87条））、決算関係書類及び事業報告書の監査（第5節（第88条～97条））

・中団法施行規則

決算関係書類（第3節（第17条～45条））、事業報告書（第4節（第46条～49条））、決算関係書類及び事業報告書の監査（第5節（第50条～53条））

これらの決算関係書類、事業報告書、監査報告の様式は施行規則に示めされておられませんので、個々の組合で施行規則の該当条文を理解し作成することが必要です。

施行規則で示された区分等を踏まえた決算関係書類、事業報告書の様式例としては、次のようなものが考えられます。なお、この様式に示した個々の勘定科目や項目の中の網掛けの部分以外については、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期において、それぞれの書類に記載が義務づけられておりません。また、勘定科目については従来から全国中央会が示してきた中小企業等協同組合会計基準と今回の改正省令を参考に作成

しており、施行規則に規定する勘定科目をすべて網羅したものとはなっていません。したがって、今後改訂を予定している中小企業等協同組合会計基準において修正される可能性があることにご留意ください。

また、施行規則の施行前に到来した決算期に関して組合が作成する貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、事業報告書については、この規則に沿って書類作成を行う必要はありません。

これに対して、監査報告については、施行規則に特段の経過措置が設けられていないことから、施行規則（第89条～91条、前掲）に基づき作成する必要があります。

＜財産目録様式例＞（全組合対応）

財産目録

平成 年 月 日

一 資産の部

I 流動資産

1 現金及び預金

(1) 現金			×××
(2) 預金			
①当座預金	商工中金〇〇支店	×××	
②普通預金	〇〇銀行〇〇支店	×××	
③定期預金	商工中金〇〇支店	×××	計 ×××

2 受取手形

(1) 約束手形	〇〇通		×××
----------	-----	--	-----

3 売掛金

(1) 組合員売掛金	〇〇口	×××	
(2) 外部売掛金	〇〇口	×××	計 ×××

4 貸付金

(1) 証書貸付金	〇〇口	×××	
(2) 手形貸付金	〇〇口	×××	
(3) 手形割引貸付金	〇〇口	×××	計 ×××

5 短期有価証券

(1) 売買目的有価証券	〇〇株式	×××	
(2) 満期保有目的有価証券	割引商工債券	×××	
(3) その他有価証券		×××	計 ×××

6 商品、製品、原材料等

(1) 商品	〇〇品	×××	
(2) 貯蔵品	〇〇品	×××	計 ×××

7 前渡金

(1) 組合員前渡金	〇〇口	×××	
(2) 外部前渡金	〇〇口	×××	計 ×××

8 前払費用

借入利息未経過分 ××

9 未収収益

貸付利息未経過分 ××

10 繰延税金資産

××

11 その他の短期資産

(1) 立替金			××
(2) 仮払金		××	
(3) 未収賦課金	〇〇口	×××	
(4) 未収手数料	〇〇口	×××	
(5) 未収消費税等		×××	計 ×××

12 貸倒引当金					△ × × ×
流動資産計					× × × ×
II 固定資産					
i 有形固定資産					
1 建物及び建物付属設備					
(1) 建物	取得価額	償却累計額	期末簿価		
① 事務所	× × ×	× × ×	× × ×		
② 工場	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	計	× × ×
(2) 建物付属設備	× × ×	× × ×			× × ×
2 構築物	× × ×	× × ×			× × ×
3 機械及び装置	× × ×	× × ×			× × ×
4 自動車陸上運搬具	× × ×	× × ×			× × ×
5 工具、器具及び備品	× × ×	× × ×			× × ×
6 土地	〇〇市〇〇町〇〇	事務所敷地			× × ×
7 建設仮勘定					<u>× × ×</u>
有形固定資産計					× × × ×
ii 無形固定資産					
	取得価額	償却累計額			
1 特許権	× × ×	× × ×			× × ×
2 商標権	× × ×	× × ×			× × ×
3 借地権	〇〇市〇〇町〇〇	工場敷地			× × ×
4 ソフトウェア					× × ×
5 電話加入権					<u>× × ×</u>
無形固定資産計					× × × ×
iii 外部出資その他の資産					
1 差入保証金・敷金					
					× × ×
2 外部出資金					
(1) 商工中金出資金	〇〇口		× × ×		
(2) 〇〇連合会出資金	〇〇口		× × ×	計	× × ×
3 長期保有有価証券					
(1) 満期保有目的有価証券	利付商工債券		× × ×		
(2) その他有価証券			× × ×	計	× × ×
4 長期前払費用					
(1) 未経過保険料			× × ×		
(2) 未経過支払利息			× × ×		
(3) 未経過賃貸料			× × ×	計	× × ×
5 長期繰延税金資産					
					× × ×
6 貸倒引当金					
					△ × × ×
7 その他の資産					
(1) 退職給与引当資産	〇〇預金	〇〇銀行〇〇支店			× × ×
	外部出資その他の資産計				<u>× × × ×</u>
	固定資産計				× × × ×
III 繰延資産					
1 創立費					
	総支出額	× × ×	償脚累計	× × ×	× × ×
2 施設負担金					
	総支出額	× × ×	償脚累計	× × ×	× × ×
	繰延資産計				<u>× × × ×</u>
	資産合計				× × × × ×

二 負債の部

I 流動負債					
1 支払手形					
(1)	支払手形〇〇事業	〇〇通			×××
2 買掛金					
(1)	買掛金 〇〇事業	〇〇口			×××
3 未払金					
(1)	未払〇〇金		×××		
(2)	未払配当金	利用分量配当金 〇〇口	×××		
(3)	未払持分	〇年度分 〇〇口	×××	計	×××
4 短期借入金					
(1)	商工中金〇〇支店	〇〇口	×××		
(2)	〇〇銀行〇〇支店	〇〇口	×××	計	×××
5 転貸借入金					
(1)	商工中金〇〇支店	〇〇口	×××		
(2)	〇〇銀行〇〇支店	〇〇口	×××	計	×××
6 預り金					
(1)	組合員預り金	〇〇事業 〇〇口	×××		
(2)	役員預り金	源泉所得税 〇〇口	×××	計	×××
7 未払費用					
(1)	未払〇〇料		×××		
(2)	未払支払利息	借入金利子経過分	×××	計	×××
8 未払法人税等					
9 未払消費税等					
10 前受金					
(1)	組合員前受金	〇〇口	×××		
(2)	前受〇〇金	〇〇口	×××	計	×××
11 仮受賦課金					
教育情報事業賦課金次期繰越事業分					
12 前受収益					
(1)	前受貸付利息	貸付利息未経過分	×××		
(2)	前受手数料	〇〇手数料未経過分	×××	計	×××
13 繰延税金負債					
14 その他短期負債					
流動負債計					××××
II 固定負債					
1 長期借入金					
(1)	商工中金〇〇支店	〇〇事業	×××		
(2)	〇〇銀行〇〇支店	〇〇事業	×××	計	×××
2 都道府県等借入金					
3 組合員長期借入金					
4 長期未払金					
5 退職給与引当金					
6 長期繰延税金負債					
固定負債計					××××
負債合計					×××××

三 正味資産の部

I 正味資産	××××
--------	------

(注) 時価評価による組合正味資産の価額は××××である。

なお、時価評価額の計算は、土地については固定資産税評価額倍率方式を採用し、建物等については簿価から過去の減価償却不足額を控除した額にした。

平成〇〇年度土地固定資産税評価額 ××××
土地時価相当額 ××××

(固定資産税評価額を時価の〇〇%程度とみて、固定資産税評価額を〇〇%で除して時価評価額に還元する方法を行った。)

平成〇〇年度建物等期末帳簿価額 ××××
減価償却不足累計額 ××××
差引建物等時価相当額 ××××

<貸借対照表様式例> (非出資商工組合を除く)

※ 〇〇部分は、省令(施行規則)施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

貸借対照表

		平成 年 月 日			
		(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I 流動資産				I 流動負債	
1 現金及び預金	×××	1 支払手形	×××	1 支払手形	×××
2 受取手形	×××	2 買掛金	×××	2 買掛金	×××
3 売掛金	×××	3 未払金	×××	3 未払金	×××
4 貸付金	×××	4 短期借入金	×××	4 短期借入金	×××
5 短期有価証券	×××	5 転貸借入金	×××	5 転貸借入金	×××
6 商品、製品、原材料等	×××	6 預り金	×××	6 預り金	×××
7 前渡金	×××	7 未払費用	×××	7 未払費用	×××
8 前払費用	×××	8 未払法人税等	×××	8 未払法人税等	×××
9 未収収益	×××	9 未払消費税等	×××	9 未払消費税等	×××
10 繰延税金資産	×××	10 前受金	×××	10 前受金	×××
11 その他の短期資産	×××	11 仮受賦課金	×××	11 仮受賦課金	×××
12 貸倒引当金	△×××	12 前受収益	×××	12 前受収益	×××
流動資産計	××××	13 繰延税金負債	×××	13 繰延税金負債	×××
		14 その他の短期負債	×××	14 その他の短期負債	×××
		流動負債計	××××	流動負債計	××××
II 固定資産				II 固定負債	
i 有形固定資産				1 長期借入金	
1 建物及び建物付属設備	×××			1 長期借入金	×××
2 構築物	×××			2 都道府県等借入金	×××
3 機械及び装置	×××			3 組合員長期借入金	×××
4 自動車陸上運搬具	×××			4 長期未払金	×××
5 工具、器具及び備品	×××			5 退職給与引当金	×××
6 土地	×××			6 長期繰延税金負債	×××
7 建設仮勘定	×××			固定負債計	××××
有形固定資産計	××××			負債合計	×××××
ii 無形固定資産				(三 純資産の部)	
1 特許権	×××			I 組合員資本	
2 商標権	×××			i 出資金	
3 借地権	×××			ii 未払込出資金	
4 ソフトウエア	×××			△×××	

5 電話加入権	×××
6 その他の無形固定資産	<u>×××</u>
無形固定資産計	××××
iii 外部出資その他の資産	
1 差入保証金・敷金	×××
2 外部出資金	×××
3 長期保有有価証券	×××
4 長期前払費用	×××
5 長期繰延税金資産	×××
6 貸倒引当金	△×××
7 その他の資産	×××
外部出資その他の資産計	<u>××××</u>
固定資産計	×××××
III 繰延資産	
1 創立費	×××
2 施設負担金	×××
繰延資産計	<u>××××</u>
資産合計	<u><u>×××××</u></u>

出資金計	××××
iii 資本剰余金	
1 資本準備金	
(1) 加入金	×××
(2) 増口金	<u>×××</u>
資本準備金計	××××
2 その他の資本剰余金	
(1) 出資金減少差益	<u>×××</u>
iv 利益剰余金	
1 利益準備金	×××
2 その他の利益剰余金	
(1) 教育情報費用繰越金	×××
(2) 組合積立金	
①特別積立金	×××
②〇周年記念事業積立金	×××
③役員退職給与積立金	<u>×××</u>
組合積立金計	<u>××××</u>
その他の利益剰余金計	××××
(3) 当期末処分剰余金 又は当期末処理損失金	×××
当期剰余金又は当期損失金	×××
前期繰越剰余金 又は前期繰越損失金	<u>×××</u>
利益剰余金計	××××
II 評価・換算差額等	
1 その他有価証券評価差額金	×××
2 その他評価・換算差額等	
(1) 脱退者持分払戻勘定 評価・換算差額等計	<u>×××</u>
純資産合計	<u>××××</u>
負債及び純資産合計	<u><u>×××××</u></u>

(注)(1) 有形固定資産から直接控除を行っている金額。

減価償却累計額	×××
減損損失累計額	×××

(作成上の留意事項)

(1) 減価償却費、減損損失について、間接法を採用している場合には、個々の有形固定資産の取得価額から控除する形式で表示する。

個々の有形固定資産の取得価額	×××
個々の有形固定資産の減価償却累計額	×××
個々の有形固定資産の減損損失累計額	×××

(2) 未払込出資金のない組合は、払込出資金、未払込出資金の表示をせずに、出資金のみの表示でよい。

<損益計算書様式例> (非出資商工組合を除く)

※ 〇〇部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

事業別損益計算書を必要としていない組合を対象にした様式例

損益計算書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(三 事業費用の部)

I 販売事業費用		
1 売上原価		
(1) 期首棚卸高	××	
(2) 当期仕入高	××	
(3) 期末棚卸高	△ <u>××</u>	××
2 販売費		
(1) 〇〇〇費	××	
(2) 〇〇〇費	<u>××</u>	<u>××</u>
計		×××
II 購買事業費用		
1 売上原価		
(1) 期首棚卸高	××	
(2) 当期仕入高	××	
(3) 期末棚卸高	△ <u>××</u>	××
2 購買費		
(1) 〇〇〇費	××	
(2) 〇〇〇費	<u>××</u>	<u>××</u>
計		×××
III 金融事業費用		
1 転貸支払利息	<u>××</u>	××
2 金融費		
(1) 〇〇〇費	××	
(2) 〇〇〇費	<u>××</u>	<u>××</u>
計		××
IV 生産・加工事業費用		
1 売上原価		
(1) 期首棚卸高	××	
(2) 当期製品製造原価	××	
(3) 期末棚卸高	△ <u>××</u>	××
2 生産・加工費		
(1) 〇〇〇費	××	
(2) 〇〇〇費	<u>××</u>	<u>××</u>
計		××
V 施設事業費用		
1 施設減価償却費		××
2 施設借入支払利息		××
3 施設費		<u>××</u>
計		××
VI 保管・運送事業費用		
1 保管費		××
2 運送費		<u>××</u>

(一 事業収益の部)

I 販売事業収益		
1 売上高		
(1) 外部売上高	××	
(2) 組合員売上高	××	
(3) 受取手数料	<u>××</u>	××
2 その他販売収益		
(1) 広告宣伝収入	××	
(2) 受取出品料	<u>××</u>	<u>××</u>
計		×××
II 購買事業収益		
1 売上高		
(1) 組合員売上高	××	
(2) 外部売上高	××	
(3) 受取手数料	<u>××</u>	××
2 その他購買収益		
(1) 〇〇〇収入	××	
(2) 〇〇〇収入	<u>××</u>	<u>××</u>
計		×××
III 金融事業収益		
1 受取貸付利息		××
2 受取貸付手数料		××
3 その他金融収益		
(1) 受取保証料	××	
(2) 〇〇〇収入	<u>××</u>	<u>××</u>
計		××
IV 生産・加工事業収益		
1 売上高		
(1) 組合員売上高	××	
(2) 外部売上高	××	
(3) 受取手数料	<u>××</u>	××
2 その他生産・加工収益		
(1) 受取受注手数料	××	
(2) 〇〇〇	<u>××</u>	<u>××</u>
計		××
V 施設事業収益		
1 受取施設利用料		××
2 施設負担金収入		××
3 減価償却負担金収入		××
4 利子負担金収入		××
5 受取試験研究 (分析)手数料		<u>××</u>

計	××	
VII 検査・試験・開発事業費用		
1 検査費	××	
2 試験研究費	××	
3 研究開発費	<u>××</u>	
計	××	
VIII 教育情報事業費用		
1 講習会費	××	
2 視察費	××	
3 情報提供費	<u>××</u>	
計	××	
IX 福利厚生事業費用		
1 親睦会費	××	
2 慶弔費	<u>××</u>	
計	××	
X 保険業務代理・代行事業費用		
1 支払団体保険料	××	
2 支払団体保険金	××	
3 支払団体保険配当金	<u>××</u>	
計	××	
X I ○周年記念事業費		
1 記念式典費	××	
2 記念出版物費	××	
3 記念祝賀会費	<u>××</u>	
計	××	
X II 貸倒引当金繰入	<u>××</u>	
事業費用の部合計	×××	
事業総利益金額又は事業総損金額	×××	

(四 一般管理費の部)

VII 一般管理費		
1 人件費		
(1) 役員給料	××	
(2) 職員給料	××	
(3) 福利厚生費	××	
(法定福利費、厚生費)		
(4) 退職金、退職共済掛金	××	
(5) 退職給与引当金繰入	××	
(6) 退職給与引当金戻入	××	
(7) 役員退職金	××	
(8) 役員退職給与積立金取崩	<u>××</u>	×××
2 業務費		
(1) 教育研究費、研究開発費、新聞図書費		

計	××
VI 保管・運送事業収益	
1 受取保管料	××
2 受取運送料	<u>××</u>
計	××
VII 検査・試験。開発事業収入	
1 受取検査料	××
2 受取試験料	××
3 試験開発負担金収入	<u>××</u>
計	××
VIII 教育情報事業収益	
1 教育情報賦課金収入	××
2 仮受賦課金繰入・戻入	××
3 教育情報費用繰越金戻入	××
4 教育事業参加料収入	<u>××</u>
計	××
IX 福利厚生事業収益	
1 福利厚生事業参加料収入	<u>××</u>
X 保険業務代理。代行事業収益	
1 団体保険料収入	××
2 団体保険金収入	××
3 団体保険配当金収入	××
4 受取事務手数料	<u>××</u>
計	××
X I ○周年記念事業収入	
1 記念事業参加料収入	××
2 ○周年記念事業積立金取崩	××
3 記念事業雑収入	<u>××</u>
計	<u>××</u>

事業収益の部合計 ×××

(二 賦課金等収入の部)

VI 賦課金等収入	
1 賦課金収入(平等割)	××
2 賦課金収入(差等割)	××
3 特別賦課金等収入	××
4 参加料収入	××
5 負担金収入	<u>××</u>
賦課金等収入の部合計	×××

(五 事業外収益の部)

VII 事業外収益	
1 受取利息	××
2 受取外部出資配当金	××
3 為替差益	××
4 協賛金収入	××
5 加入手数料収入	××
6 事業経費補助金収入	××

	××	
(2) 旅費交通費、通信費	××	
	××	
(3) 会議費	××	
(総会費、理事会費部・委員会費、 支部会議費)	××	
(4) 消耗品費、事務用品費、印刷費、 器具備品費	××	
(5) 賃貸料、支払家賃、支払保険料、 水道光熱費、修繕費、車両費、コンピ ュータ関係費	××	
(6) 支払手数料、関係団体負担金、交際費、 雑費	××	
(7) 減価償却費、借家権償却	××	×××
	<u>××</u>	×××
3 諸税負担金		
(1) 租税公課	××	
(2) 消費税等	<u>××</u>	×××
4 その他管理費	××	<u>××</u>
一般管理費の部合計		<u>××××</u>

事業利益金額又は事業損失金額 ×××

(六 事業外費用の部)

VII 事業外費用		
1 支払利息		××
2 手形売却損		××
3 為替差損		××
4 創立費償却		××
5 繰延消費税等償却		××
6 貸倒損失		××
7 雑損失		××
8 寄付金		××
9 貸倒引当金繰入		<u>××</u>
事業外費用の部合計		×××

経常利益金額又は経常損失金額 ×××

(八 特別損失の部)

VIII 特別損失

1 固定資産売却損		××
2 固定資産除却損		××
3 固定資産圧縮損		××
4 災害損失		××
5 前期損益修正損		××
6 減損損失		××
7 その他特別損失		<u>××</u>
特別損失の部合計		×××

7 過怠金収入	××
8 雑収入	<u>××</u>

事業外収益の部合計 ×××

(七 特別利益の部)

VIII 特別利益	
1 固定資産売却益	××
2 補助金収入	××
3 貸倒引当金戻入	××
4 未払法人税等戻入	××
5 前期損益修正益	××
6 特別積立金取崩	××
7 その他特別利益	<u>××</u>

特別利益の部合計 ×××

税引前当期純利益金額	×××
又は税引前当期純損失金額	
IX 税等	
1 法人税等	××
2 法人税等調整額	××
計	××
当期純利益金額又は当期純損失金額	<u>×××</u>

事業別損益計算書を必要としている組合を対象にした様式例

※ 部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

損益計算書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(三 事業費用の部)				(一 事業収益の部)			
I 販売事業費用				I 販売事業収益			
1 売上原価				1 売上高			
(1) 期首棚卸高	××			(1) 外部売上高	××		
(2) 当期仕入高	××			(2) 組合員売上高	××		
(3) 期末棚卸高	△	××	××	(3) 受取手数料	××	××	××
2 販売費				2 その他販売収益			
(1) 配賦経費	××			(1) 販売雑収入	××		
(2) 手形売却損	××			(2) ○○○収入	××	××	××
(3) 貸倒引当金繰入	××	××	××	計		××	××
3 販売事業利益			××	II 購買事業収益			
又は販売事業損失				1 売上高			
計		××	××	(I) 組合員売上高	××		
II 購買事業費用				(2) 外部売上高	××		
1 売上原価				(3) 受取手数料	××	××	××
(1) 期首棚卸高	××			2 その他購買収益			
(2) 当期仕入高	××			(1) 購買雑収入	××		
(3) 期末棚卸高	△	××	××	(2) ○○○収入	××	××	××
2 購買費				計		××	××
(1) 配賦経費	××			III 金融事業収益			
(2) 手形売却損	××			1 受取貸付利息	××		
(3) 貸倒引当金繰入	××	××	××	2 受取貸付手数料	××	××	××
3 購買事業利益			××	3 その他金融収益			
又は購買事業損失				(1) 金融受取利息	××		
計		××	××	(2) ○○○収入	××	××	××
III 金融事業費用				計		××	××
1 転貸支払利息		××		IV 生産・加工事業収益			
2 金融費				1 売上高			
(1) 担保設定料	××			(1) 外部売上高	××		
(2) 配賦経費	××			(2) 組合員売上高	××		
(3) 金融支払利息	××			(3) 受取手数料	××	××	××

(4) 貸倒引当金繰入	××	××
3 金融事業利益		
又は金融事業損失	××	
計	×××	

IV 生産・加工事業費用

1 売上原価		
(1) 期首棚卸高	××	
(2) 当期製品製造原価	××	
(3) 期末棚卸高	△××	×××
2 生産・加工費		
(1) 配賦経費	××	
(2) ○○○費	××	
(3) 貸倒引当金繰入	××	×××
3 生産・加工事業利益		××
又は生産・加工事業損失		
計	×××	

V その他事業費用

1 施設事業費	××	
2 保管事業費	××	
3 検査事業費	××	
4 運送事業費	××	
5 教育情報事業費	××	
6 研究開発事業費	××	
7 福利厚生事業費	××	
8 ○周年記念事業費	××	
9 貸倒引当金繰入	××	×××

施設費、保管費、検査費、運送費、教育情報費、研究開発費、組合員福利厚生費、○周年記念事業費には、配賦経費の配賦を行わない方法を選択した。

事業費用の部合計 ×××

事業総利益金額 ×××

又は事業総損金額

(四 一般管理費の部)

VI 一般管理費

1 人件費		
(1) 役員給料	××	
(2) 職員給料	××	
(3) 福利厚生費 (法定福利費、厚生費)	××	
(4) 退職金、退職共済掛金	××	
(5) 退職給与引当金繰入	××	
(6) 退職給与引当金戻入	××	
(7) 役員退職金	××	
(8) 役員退職給与積立金取崩		

2 その他生産・加工収益

(1) 生産・加工雑収入	××	
(2) ○○○収入	××	×××
計		×××

V その他事業収益

1 受取施設利用料		××
2 受取保管料		××
3 受取検査料		××
4 受取運送料		××
5 教育情報賦課金収入		××
6 教育情報費用繰越金戻入		××
7 仮受賦課金繰入・戻入		××
8 福利厚生事業収入		××
9 ○周年記念事業積立金取崩		××
計		×××
事業収益の部合計		×××

(二 賦課金等収入の部)

VI 賦課金等収入

1 賦課金収入 (平等割)	××
2 賦課金収入 (差等割)	××
3 特別賦課金等収入	××
4 参加料収入	××
5 負担金収入	××
賦課金等収入の部合計	×××

(五 事業外収益の部)

VII 事業外収益

1 受取利息	××
2 受取外部出資配当金	××
3 為替差益	××
4 協賛金収入	××
5 加入手数料収入	××
6 事業経費補助金収入	××
7 雑収入	××
事業外収益の部合計	×××

(七 特別利益の部)

VIII 特別利益

1 固定資産売却益	××
2 補助金収入	××
3 貸倒引当金戻入	××
4 未払法人税等戻入	××
5 前期損益修正益	××
6 特別積立金取崩	××
7 その他特別利益	××
特別利益の部合計	×××

	<u>××</u>	×××
2 業務費		
(1) 教育研究費、研究開発費、新聞図書費	××	
(2) 旅費交通費、通信費	××	
(3) 会議費、(総会費、理事会費、部・委員会費、支部会議費)	××	
(4) 消耗品費、事務用品費、印刷費、器具備品費	××	
(5) 賃貸料、支払家賃、支払保険料、水道光熱費、修繕費、車両費、コンピュータ関係費	<u>××</u>	×××
3 諸税負担金		
(1) 租税公課	××	
(2) 消費税等	<u>××</u>	×××
4 事業費へ配賦		
(1) 販売費へ配賦	××	
(2) 購買費へ配賦	××	
(3) 金融費へ配賦	××	
(4) 生産・加工費へ配賦	<u>××</u>	<u>×××</u>
一般管理費の部合計		×××
事業利益金額又は事業損失金額		×××

(六 事業外費用の部)

VII 事業外費用		
1 支払利息		××
2 為替差損		××
3 寄付金		××
4 創立費償却		××
5 繰延消費税等償却)		××
6 貸倒引当金繰入		××
7 貸倒損失		××
8 雑損失		××
9 有価証券評価損		<u>××</u>
事業外費用の部合計		×××
経常利益金額		×××
又は経常損失金額		

(八 特別損失の部)

VIII 特別損失		
1 固定資産売却損		××
2 固定資産除却損		××
3 固定資産圧縮損		××
4 災害による損失		××
5 前期損益修正損		××
6 減損損失		××
7 その他特別損失		<u>××</u>

特別損失の部合計	×××
税引前当期純利益金額	×××
又は税引前当期純損失金額	
Ⅸ 税等	
1 法人税等	××
2 法人税等調整額	<u>××</u>
計	<u>××</u>
当期純利益金額	<u>×××</u>
又は当期純損失金額	

(作成上の留意事項)

- (1) この様式は、費用配賦表により算出した部門別配賦経費の合計金額を部門費に計上し、部門別の事業利益又は事業損失表示したものである。
- (2) 事業別損益計算書を必要としない組合を対象にした様式例の留意事項も参照のこと。

<剰余金処分案様式例> (非出資商工組合を除く)

※ 部分は、省令(施行規則)施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

剰余金処分案

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

I 当期末処分剰余金

1 当期純利益金額(又は当期純損失金額)	××	
2 前期繰越剰余金(又は前期繰越損失金)	××	
3 過年度税効果調整額	<u>××</u>	×××

II 組合積立金取崩額

1 会館建設積立金取崩額	××	
2 特別積立金取崩額	<u>××</u>	×××

III 剰余金処分額

1 利益準備金	××	
2 組合積立金		
特別積立金	××	
〇〇周年記念事業積立金	××	
役員退職給与積立金	<u>××</u>	×××
3 教育情報費用繰越金		××
4 出資配当金		××
5 利用分量配当金		
共同購買事業配当金	××	
〇〇事業配当金	<u>××</u>	<u>×××</u> <u>×××</u>

IV 次期繰越剰余金

×××

(作成上の留意事項)

- (1) 出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。

- (2) 脱退者への中協法20条による持分払戻があるときは、別に、脱退者持分払戻計算書を作成する。
 (3) 税効果会計を適用する最初の事業年度において、過年度に発生した一時差異等（繰延税金資産と繰延税金負債の差額）を処理する場合には、過年度税効果調整額として、当期末処分剰余金に表示する。

<損失処理案様式例>（非出資商工組合を除く）

※ 部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

<u>損失処理案</u>			
	自平成	年	月 日
	至平成	年	月 日
I 当期末処理損失金			
1	当期純損失金額（又は当期純利益金額）	×	×
2	前期繰越損失金（又は前期繰越剰余金）	<u>×</u>	<u>×</u> × ×
II 損失てん補取崩額			
1	組合積立金取崩額		
	特別積立金取崩額	×	×
	〇〇周年記念事業積立金取崩額	×	×
	役員退職給与積立金取崩額	<u>×</u>	<u>×</u> ×
2	利益準備金取崩額		×
3	資本剰余金取崩額		×
4	出資金減少差益取崩	<u>×</u>	<u>×</u> × ×
III 次期繰越損失金			
			<u>×</u> ×

（作成上の留意事項）

- (1) 中協法56条による出資一口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益（定款参考例54条の減資差益）及び、持分計算の結果出資金に満たない額を払い戻した時に生じる出資金減少差益（定款参考例14条の減資差益）を、損失てん補に充てるときは、資本準備金取崩額に表示する。
 (2) 当期末処理損失額が少なく、次期以降の利益で、てん補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰越してもよい。

<貸借対照表様式例>（非出資商工組合）

※ 部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

<u>貸借対照表</u>				
	平成	年	月 日	
(一 資産の部)		(二 負債の部)		
I	流動資産		I 流動負債	
1	現金及び預金	×	1 未払金	×
2	未収金	×	2 預り金	<u>×</u>
3	前払費用	×	流動負債計	×
4	その他短期資産	<u>×</u>		×
	流動資産計	×	II 固定負債	
		×	1 長期借入金	×
II	固定資産		2 退職給与引当金	<u>×</u>
i	有形固定資産		固定負債計	<u>×</u> × ×
1	建物及び建物付属設備	×		
2	器具及び備品	<u>×</u>	負債合計	×
		×		×

有形固定資産計	×××
ii 無形固定資産	
1 ソフトウェア	××
2 電話加入権	<u>××</u>
無形固定資産計	×××
iii 外部出資その他の資産	
1 差入保証金・敷金	××
2 退職給与引当資産	××
外部出資その他の資産計	<u>×××</u>
固定資産計	×××
III 繰延資産	
1 創立費	<u>××</u>
繰延資産計	<u>×××</u>
資産合計	<u><u>×××</u></u>

(三 正味資産の部)	
I 正味資産	
1 基本金	××
2 積立金	
(1) ○○積立金	××
(2) ○○積立金	<u>××</u>
積立金計	×××
3 当期末処分剰余金	×××
又は当期末処理損失金	
当期純利益金額又は当期純損失金額	×××
前期繰越剰余金又は前期繰越損失金	<u>×××</u>
正味資産合計	<u>×××</u>
負債及び正味資産合計	<u><u>×××</u></u>

<損益計算書様式例> (非出資商工組合)

※ 〇部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

損益計算書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(三 事業費用の部)	
I 指導教育事業費	××
II 情報収集事業費	××
III 調査研究事業費	××
IV ○○対策事業費	××
V 広報事業費	<u>××</u>
事業費用の部合計	<u>×××</u>
事業総利益金額	××
又は事業総損失金額	
(四 一般管理費の部)	
VI 一般管理費	
1 人件費	××
2 業務費	××
3 諸税負担金	<u>××</u>
一般管理費の部合計	<u>×××</u>
事業利益金額	
又は事業損失金額	××
(六 事業外費用の部)	
VII 事業外費用	
1 支払利息	××

(一 事業収益の部)	
I 指導教育事業収入	
1 分担金収入	××
II 調査研究事業収入	
1 受託料収入	<u>××</u>
事業収益の部合計	<u>×××</u>
(二 賦課金等収入)	
VI 賦課金等収入	
1 賦課金収入	××
2 参加料収入	××
3 負担金収入	<u>××</u>
賦課金等収入の部合計	<u>×××</u>
(五 事業外収益の部)	
VII 事業外収益	
1 受取利息	××
2 協賛金収入	××
3 事業経費補助金収入	<u>××</u>
事業外収益の部合計	<u>×××</u>
(七 特別利益の部)	
VIII 特別利益	
1 前期繰越金戻入	<u>××</u>

2 創立費償却	××	特別利益の部合計	××
3 雑損失	××		
事業外費用の部合計	<u>×××</u>		
経常利益金額	××		
又は経常損失金額			
(八 特別損失の部)			
VIII 特別損失			
特別損失の部合計	<u>××</u>		
税引前当期純利益金額	××		
又は税引前当期純損失金額			
IX 税等	<u>××</u>		
当期純利益金額	<u>××</u>		
又は当期純損失金額			

<剰余金処分案様式例> (非出資商工組合)

※ 部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

剰余金処分案

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

I 当期未処分剰余金

1 当期純利益金額（又は当期純損失金額）	××	
2 前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）	<u>××</u>	×××

II 剰余金処分量

1 基本金への振替額	××	
2 ○○積立金への振替額	××	
3 次期予算への繰入	<u>××</u>	<u>×××</u>

III 次期繰越剰余金

××

<損失処理案様式例> (非出資商工組合)

※ 部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

損失処理案

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

I 当期未処理損失金

1 当期純損失金額（又は当期純利益金額）	××	
2 前期繰越損失金（又は前期繰越剰余金）	<u>××</u>	×××

II 損失てん補取崩額

1	〇〇積立金取崩額	×	×	
2	基本金取崩額	×	×	×
	Ⅲ 次期繰越損失金			×

＜事業報告書様式例＞

（全組合共通、ただし、非出資商工組合では該当しない箇所は削除）

※ 〇〇部分は、省令（施行規則）施行後最初に到来する決算期に記載が義務づけられる項目

事業報告書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

I 事業活動の概況に関する事項

1 事業年度末日における主要な事業内容・当該事業年度における事業の経過及びその成果（当該事業年度における主要な事業活動の内容・経過及び成果を事業ごとに記載）

（1）共同購買事業

- ① 事業内容と経過の概要
- ② 事業の成果

（2）〇〇事業

2 増資及び資金の借入れその他の資金調達状況

資金実績表

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

資金運用実績		資金調達実績	
1	固定資産投資	×	×
2	借入金返済額	×	×
3	出資・利用分量配当金	×	×
4	〇〇〇	×	×
5	差引運転資金の増減	×	×
	資金運用合計	×	×
1	増資	×	×
2	当期純利益金額	×	×
3	減価償却費	×	×
4	〇〇〇	×	×
	資金調達合計	×	×

3 設備投資の状況（当該事業年度中に実施した設備投資の状況を記載）

- ① 組合会館・組合事務所 各〇箇所
- ② 工場・倉庫 各〇箇所
- ③ 駐車場 各〇箇所

4 業務提携等重要事項の概要（業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があった場合には、その状況を記載）

5 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	×	×	×
純資産合計	×	×	×
事業収益合計	×	×	×
当期純利益金額	×	×	×

6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項（対処すべき課題等、組合の現況に関する状況を記載）

II 運営組織の状況に関する事項

1 前事業年度における総会の開催状況（前事業年度中に開催した総会の状況（開催日時、出席組合員数、主な議案の議決状況）を記載）

2 組合員数及び出資口数の増減（出資口数の区分は適宜変更）

（出資1口の金額 ○○円）

出資口数別	前年度末現在		期間中移動						本年度末現在	
			加入		脱退		口数変更			
	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
1口										
5口以下										
10口以下										
30口以下										
50口以下										
50口超										
合計										

3 役員に関する事項

- (1) 役員の氏名及び職制上の地位及び担当
- (2) 兼務役員についての重要な事実（組合の役職以外に就いている外部会社等における役職、ただし員内役員については、組合にあっては組合員企業における役職、連合会にあっては会員組合における役職、所属員企業における役職を除く）
- (3) 辞任した役員の氏名
- (4) 辞任の理由

4 職員の状況及び業務運営組織図

(1) 職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人数	人	人	人	人
平均年齢	歳	歳	歳	歳
平均勤続年数	年	年	年	年

- (2) 組織図
- (3) 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要

5 施設の設置状況（主たる事務所、柔たる事務所及び組合が所有する施設の種類の主要な施設の名称及び所在地等）

6 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

III その他組合の状況に関する重要な事項

<中協法施行規則第85条、86条より抜粋>

事業報告書の記載事項

○組合の事業活動の概況に関する事項

1 当該事業年度の末日における主要な事業内容

- 2 当該事業年度における事業の経過及びその成果
- 3 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）
 - イ 増資及び資金の借入れその他の資金調達（共済事業の事業を行う組合については、共済掛金として受け入れたものを除く。）
 - ロ 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資
 - ハ 他の法人との業務上の提携
 - ニ 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得又は処分
 - ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）その他の組織の再編成
- 4 直前3事業年度（当該事業年度の末日において3事業年度が終了していない組合にあつては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況
- 5 対処すべき重要な課題
- 6 前各号に掲げるもののほか、当該組合の現況に関する重要な事項

○組合の運営組織の状況に関する事項

- 1 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項
 - イ 開催日時
 - ロ 出席した組合員（又は総代）の数
 - ハ 重要な事項の議決状況
 - ニ 組合員に関する次に掲げる事項
 - イ 組合員の数及びその増減
 - ロ 組合員の出資口数及びその増減
- 2 役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ 役員の氏名
 - ロ 役員の当該組合における職制上の地位及び担当
 - ハ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実
- 3 当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項
 - （1）当該役員の氏名
 - （2）法第36条の3第3項において準用する会社法第345条第1項の意見があつたときは、その意見の内容
 - （3）法第36条の3第3項において準用する会社法第345条第2項の理由があるときは、その理由
- 4 職員の数及びその増減その他の職員の状況
- 5 業務運営の組織に関する次に掲げる事項
 - イ 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。）
 - ロ 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要
- 6 施設の設置状況に関する次に掲げる事項
 - イ 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地

＜監査報告書様式例＞（全組合共通）

※省令（施行規則）の施行前に終了する事業年度に及び業務監査権限に関する経過措置の終了前に終了する事業年度に関する監事の権限は会計に関する監査に限定されていることから、事業報告書の監査に関する箇所は適用されない。

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、特定理事から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）及び事業報告書を監査した。

1 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案（損失処理案）は法令及び定款に適合している。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。

3 追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）

平成〇〇年〇月〇日

〇 〇 組 合
監事〇〇〇〇

（作成上の留意事項）

- (1) 監査権限定組合（監事の監査の範囲が会計に関するものに限定されている組合）の監事は、事業報告書及び理事会議事録等に関する記載を削除し、下記例のように事業報告書を監査する権限のないことを監査報告書の前文に追加記載する（監事に業務監査権限を与える組合の経過措置期間中を含む）。
「なお、当組合の監事は、定款第〇条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。」
- (2) 「2 監査結果の意見」については、(1)～(3)のほか、剰余金処分案（損失処理案）が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき、又は理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その旨を追加記載する。
- (3) 「3 追記情報」は決算関係書類について記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する。
- (4) 監査の日付は、特定理事に監査報告を通知した日を記載する。
- (5) 署名は、監事全員とする。
- (6) 商工組合（非出資商工組合を含む）の場合は、「中小企業等協同組合法第40条第5項により」の部分「中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により」と書き換える。

7. 軽微な規約等の変更の場合の総会議決の省略

規約等の設定、変更、廃止は総会の議決事項ですが、軽微な変更及び主務省令（施行規則）で定める変更事項に関しては、定款でその旨及び組合員への通知方法等を定めることにより、総会の議決を要しないこととすることができるようになりました。

<定款参考例>

（規約等）

第〇条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

- 2 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、規約及び、共済規程の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理及び責任共済等の事業についての共済規程の変更については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、文書又は電磁的方法により通知するとともに、第〇条の規定に基づき公告するものとする。

（注 1）共済事業を実施しない場合は、見出しを「規約」に変更するとともに、第 2 項及び第 3 項中の「共済規程」「責任共済等の事業についての共済規程の変更」を削除すること。

（注 2）第 3 項中の組合員に対する周知方法は、組合によって適宜、選択すること。

<中協法>

（総会の議決事項）

第 51 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

（ 2 ）規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止

- 4 第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

<中協法施行規則>

（規約等の変更の総会の決議を要しない事項）

第 111 条 法第 51 条第 4 項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （ 1 ）関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理
 - （ 2 ）責任共済等の事業についての共済規程の変更
-

8. 理事、監事ごとの役員報酬の設定

会社法の準用により、理事、監事の報酬の設定は、それぞれに区分し、総会の議決を経るか、定款へ記載することが必要となりました。

<定款参考例>

（理事及び監事の報酬）

第〇条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

（注 1）理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

（注 2）理事、監事の報酬を定款に定めることもできる。

第〇条 役員に対する報酬は、理事については総額〇〇円以内、監事については総額〇〇円以内とする。

<会社法準用条文>

（理事の報酬等）

第 361 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、

総会の決議によって定める。

- (1) 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
 - (2) 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
 - (3) 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容
- 2 前項第2号又は第3号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を総会に提出した理事は、当該総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。
- (監事の報酬等)

第387条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、総会の決議によって定める。

- 2 監事が2人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。
- 3 監事は、総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

9. 共済事業に関する定義の創設

共済事業に関する定義が創設され、組合が行う福利厚生事業のうちで主務省令で定める一定の共済事業に対して諸規制が課されることとなりました。一定の共済金額を超えない共済事業については諸規制は課されませんが、一定の共済金額を超える場合には事業の名称等を問わず共済事業とみなされる場合がありますので注意が必要です（詳細はP48を参照）。

II 大規模組合が対応しなければならない改正点（大規模組合改正点） (Iに追加して)

1. 監事の権限拡大の義務化

監事の業務監査権限が義務となります

内容は「I 3. 監事の権限拡大、監事の権限の会計監査への限定と組合員の権限拡大」で記載のとおり、大規模組合の監事には会計監査権限に加えて業務監査権限が与えられます。

2. 員外監事選任の義務化

最低1名の員外監事を選出することが義務となります

事業年度開始の時に組合員数が1,000人を超える場合、監事のうち最低1名は組合員以外の者（員外監事）であることが必要となります。

これまでの員外監事とは異なった方々を選出する必要があります

これまでの員外監事概念は、「組合員（個人事業者）または組合員たる法人（法人である組合員）の役員以外の者」であり、例えば、法人組合員の従業員は「員外監事」とされてきました。

今回の改正により、大規模組合で選出しなければならないとされる員外監事は、「組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人」以外のものであって、かつ、就任前5年間に当該組合等の理事、使用人などでなかった者でなければならないとされており、これまでの員外監事や員外理事と概念が異なりますので留意する必要があります（大規模組合以外の組合で員外監事を選出することは、これまでどおり任意であり、その場合の員外監事概念は従来どおりです）。

なお、この員外監事の設置義務には、経過措置が設けられており事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会終了以後に適用されますので、それまでに選出することが必要です。

ただし、経過措置期間中に員外監事を選出することは可能です。

法施行後、組合員数が「1,000人以下から新たに1,000人超になった場合」や「1,000人超から新たに1,000人以下になった場合」の対応は、「I 3. (2) 監事の権限の会計監査への限定と組合員の権限拡大」と同様の取扱いが規定されています。

<定款参考例>

(員外監事)

第〇条 監事のうち1名以上は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役員若しくは使用人でなかったものでなければならない。

(注1) 組合員数が通常総会開催時点で1,000人を超える組合では、監事のうち、1人以上は員外監事を選任することが義務づけられており、この場合の員外監事の内容が法で限定されていることを前提とした規定である。したがって、組合員数が1,000人を超える可能性が低い場合は規定する必要はない。

(注2) 員外役員を認めない組合にあっては、本条を次のように記載すること。ただし、上記(注1)に留意すること。

(役員要件)

第〇条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

<改正法附則(大規模組合のみに対する員外監事制度の導入義務付けに関する経過措置)>

第9条 この法律の施行の際現に存する協同組合であつて新協同組合法第35条第6項に規定する組合に該当するものについては、同項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

<中協法>

(役員)

第35条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

6 組合員(協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が政令で定める基準を超える組合(信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。)は、監事のうち1人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主(総社員を含む。)の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有する会社をいう。以下同じ。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役員若しくは使用人でなかったものでなければならない。

<中協法施行令>

第14条(組合員等以外の者からの監事を選任を要する組合の範囲)(前掲)

3. 余裕金運用の制限

余裕金の運用方法が制限されます

これまで資産の運用先については、火災共済協同組合・連合会及び自賠償共済を行う事業協同組合・連合会を除き、特段の制限がありませんでしたが、今後、組合員数1,000人を超える組合においては、資産の運用先に制限が設けられることとなっていますので留意する必要があります。

運用が可能なものとしては、預貯金、国債、地方債、一定の安全性が確保された有価

証券とされており、具体的には省令等で規定されています。なお、行政庁の認可を受けた場合には、この運用制限以外での運用が可能となっています。

また、改正法経過措置により、平成19年4月1日の時点で保有している資産が、法令上認められない運用先であった場合であっても、3年間は保有し続けることが可能となっています。

共同出資会社などの株式を取得している場合の対応が必要です

中協法施行規則では、有価証券については、上場株式だけが運用先として規定されています。

したがって、例えば組合が全額出資した株式会社がある場合などは、この規定に抵触します。この場合、3年間の猶予期間の中で、行政庁の認可を事後的に受ける必要がある場合もあることに留意することが必要です。

----- <改正法附則（余裕金運用の制限に関する経過措置）>

第15条 この法律の施行の際現に新協同組合法第57条の5に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する共済事業を行う協同組合及び共済事業を行う協同組合以外の協同組合（信用協同組合及び新協同組合法第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が新協同組合法第35条第6項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して3年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

<中協法>

（余裕金運用の制限）

第57条の5 共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合（信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第35条第6項の政令で定める基準を超えるものは、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

- （1）銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託
- （2）郵便貯金
- （3）国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

<中協法施行令>

第14条（組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲）（前掲）

<中協法施行規則>

（余裕金運用の制限）

第117条 法第57条の5第3号の主務省令で定める有価証券は、次のとおりとする。

- （1）特別の法律により法人の発行する債券及び金融債
- （2）償還及び利払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債
- （3）その発行する株式が証券取引所に上場されている株式会社が発行する社債（前号に掲げるものを除く。）又は約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものをいう。）（事業所管大臣（火災共済協同組合及び法第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会にあつては、経済産業大臣及び金融庁長官とする。第5号において同じ。）の指定するものに限る。）
- （4）日本銀行、商工組合中央金庫の出資証券
- （5）その発行する株式が証券取引所に上場されている株式会社が発行する株式（事業所管大臣の指定するものに限る。）
- （6）証券投資信託又は貸付信託の受益証券

4. その他

役員組合に対する損害賠償責任の免除が理事会の決議で可能となります

役員組合に対する損害賠償責任の免除については、これまでは総会における組合員全員の同意による免除が可能であり、又は役員が善意でかつ重大な過失がない場合においては総会の特別議決により一定範囲で免除することが可能とされていましたが、この一定範囲での免除について、総会の特別議決を経ることなく、定款に記載することにより理事会の議決をもって免除することができることになりました。

監事の職務が会計に関する監査に限定されている組合には適用されません

なお、監事に業務監査権限を付与しない組合では、この理事会での損害賠償責任の一定範囲での免除の議決はできず、総会の特別議決によらなければなりませんので注意が必要です。

<定款参考例>

(役員責任免除)

第〇条 本組合は、理事会の決議により、法第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員責任を免除することができる。

(注) 本規定は、監事に理事の業務監査権限を与えない組合は規定することができない。

員外役員と責任限定契約を締結することができます

員外役員に対する損害賠償責任の免除に関連して、定款に定めることを前提として組合と個々の員外役員の間で責任限定契約（大規模組合でなくても可能）を締結することができるようになりました。

ただし、定款にその旨の規定を置くことが効力発生要件となっています。

<定款参考例>

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第〇条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は〇〇〇円以内とする。

<中協法>

(役員組合に対する損害賠償責任)

第38条の2 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

4 第1項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める

方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

- (1) 代表理事 6
- (2) 代表理事以外の理事 4
- (3) 監事 2

6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
- (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- (3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 監査権限限定組合以外の組合の理事は、第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

9 第4項の規定にかかわらず、第1項の責任については、会社法第426条（第四項を除く。）及び第427条の規定を準用する。この場合において、同法第426条第1項中「取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「理事会の決議」と、同条第3項中「責任を免除する旨の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特別の議決）

第53条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散又は合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 組合員の出資口数に係る限度の特例
- (6) 第38条の2第5項の規定による責任の免除

<会社法準用条文>

（理事等による免除に関する定款の定め）

第426条 中小企業等協同組合法第38条の2第4項の規定にかかわらず、監査権限限定組合（同法第27条第8項に規定する監査権限限定組合をいう。）以外の組合（理事が2人以上ある場合に限る。）は、同法第38条の2第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同条第五項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 中小企業等協同組合法第38条の2第7項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第1項の規定による定款の定めに基づいて役員を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、中小企業等協同組合法第38条の2第6項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を組合員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1箇月を下ることができない。

5 総組合員（第3項の責任を負う役員であるものを除く。）の議決権の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する組合員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、組合は、第1項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

6 中小企業等協同組合法第38条の2第8項の規定は、第1項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

(責任限定契約)

第427条 中小企業等協同組合法第38条の2第4項の規定にかかわらず、組合は、組合員外理事（組合の理事であって、当該組合の組合員又は組合員である法人の役員でないものをいう。以下同じ。）又は組合員外監事（組合の監事であって、当該組合の組合員又は組合員である法人の役員若しくは使用人でなく、かつ、その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（同法第35条第6項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったものをいう。以下同じ。）の同法第38条の2第1項の責任について、当該組合員外理事又は組合員外監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ組合が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を組合員外理事又は組合員外監事と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した組合員外理事又は組合員外監事が当該組合又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

3 中小企業等協同組合法第38条の2第7項の規定は、定款を変更して第1項の規定による定款の定め（組合員外理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を総会に提出する場合について準用する。

4 第1項の契約を締結した組合が、当該契約の相手方である組合員外理事又は組合員外監事が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 中小企業等協同組合法第38条の2第6項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

(3) 中小企業等協同組合法第38条の2第1項の損害のうち、当該組合員外理事又は組合員外監事が賠償する責任を負わないとされた額

5 中小企業等協同組合法第38条の2第8項の規定は、組合員外理事又は組合員外監事が第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

<中協法施行規則>

(役員等の組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法)

第42条 法第38条の2第5項（法第40条の2第4項及び第69条第1項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該組合の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハマまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が1年でない場合にあつては、当該合計額を1年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 法第38条の2第5項（法第40条の2第4項及び第69条第1項において準用する場合を含む。）の総会の決議を行つた場合 当該総会の決議の日

ロ 法第38条の2第9項（法第40条の2第4項及び第69条第1項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第426条第1項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあつた日

ハ 法第38条の2第9項（法第40条の2第4項及び第69条第1項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第427条第1項の契約を締結した場合責任の原因となる事実が生じた日（2以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）

(2) イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

① 当該役員等が当該組合から受けた退職慰労金の額

② 当該役員等が当該組合の使用人を兼ねていた場合における当該使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

③ ①又は②に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

① 代表理事 6

② 代表理事以外の理事 4

③ 監事又は会計監査人 2

2 法第38条の2第8項（法第40条の2第4項及び第69条第1項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

（1）退職慰労金

（2）当該役員等が当該組合の使用人を兼ねていたときは、当該使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

（3）前2号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

Ⅲ 一般共済組合が対応しなければならない改正点（一般共済組合改正点） （Ⅰに追加して）

1. 共済事業に関する定義の創設

火災共済事業以外の共済事業の定義が創設されました

これまで、中協法には、火災共済事業以外の、例えば生命、自動車などの共済事業の明確な定義規定がありませんでした。今般、この共済事業の定義が規定されました。

組合員から事前に何らかの資金（賦課金を含む）を徴収し、何らかの事故が発生した時に、組合員に対して一定の金銭を支払うこととしている場合には、事故の内容及び慶弔金、見舞金といった名称に関わらず共済事業に該当します。

共済事業に該当した場合、保険業法に類似した諸規制が適用されることとなりますので、これに対応することが必要になります。

規制対象となる共済事業であるかどうかは組合員に支払われる金額が10万円を超えるか否かで判断されます

この共済事業に該当するか否かは、組合員である1契約者（正確には1被共済者当たり）に対して支払う金額（共済金額）が10万円を超えるものであるか否かで判断されます。

この場合の「10万円超」の適用は複数の共済契約がある場合には、それぞれの契約ごとに判断されます。

したがって、実施事業の名称が共済事業でなく、例えば慶弔見舞金等の給付であっても、金額的に共済事業の範疇に入る場合は共済事業とみなされ、規制の対象となることに留意する必要があります。共済事業に該当しないようにするためには、給付金額（共済金額）を10万円以下に引き下げるか、保険会社の保険に切り替えることが必要です。

特に、既に平成19年度の事業年度が既に始まっている組合では、事業年度中に何らかの対応が必要となりますので留意が必要です。

<中協法>

（事業協同組合及び事業協同小組合）

第9条の2 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

（3）組合員の福利厚生に関する事業

3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、1事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20を超えてはならない。

6 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他これに準ずる者として主務

省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行（保険募集（同条第26項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）及びこれに関連する事務として主務省令で定めるものに限る。）を行うことができる。

7 第1項第3号の規定により共済事業（組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合（以下「特定共済組合」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

9 共済事業及び第6項に規定する事業における事業協同組合についての第3項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とし、事業協同小組合についての同項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員及び組合員と生計を一にする親族」とする。

＜中協法施行規則＞

（共済事業）

第5条 法第9条の2第7項の組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものは、一の被共済者当たりの共済金額が10万円を超える共済契約の締結を行う事業とする。

商工組合・商工組合連合会では、共済金額が10万円を超える共済事業の実施が禁止されます

商工組合、商工組合連合会においては、平成19年4月1日以降、共済金額が10万円を超える共済事業の実施が禁止されますので、十分にご注意ください。経過措置も設けられていません。

共済事業とみなされない範囲としては、中協法と同様の規定が中団法に置かれています。

＜中団法＞

（商工組合の事業）

第17条 商工組合は、次の事業の全部又は一部を行うものとする。

2 商工組合（組合員に出資をさせる商工組合に限る。次項から第6項まで及び次条において同じ。）は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

（3）組合員の福利厚生に関する事業

3 商工組合は、前項第三号の規定により共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める共済契約に限り、これを締結することができる。

＜中団法施行規則＞

（共済契約）

第77条 法第17条第3項の主務省令で定める共済契約は、一の被共済者当たりの共済金額が10万円を超えない共済契約とする。

2. 共済規程の作成と認可

共済事業を実施する場合、共済事業の内容、共済事業の実施方法、共済掛金・責任準備金の算出方法などを内容とした共済規程を作成し、行政庁の認可を受ける必要があります。

ます。法律施行日に共済事業を実施している場合は、施行日から6か月間は引き続き、共済事業を実施することが可能であり、その期間中に行政庁の認可を受けることが必要です。

~~~~~  
<定款参考例>

(事業)

第〇条 本組合は、第〇条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(〇) 組合員のためにする〇〇に生ずる損害又は〇〇に生ずる傷害をうめるための〇〇共済事業

3 第1項第〇号に掲げる共済事業の内容及び実施に関する事項は、共済規程で定めるものとする。

※参考

(事業)

第〇条 本組合は、第〇条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(〇) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業

5 第1項第〇号の規定により実施する共済事業(慶弔見舞金給付を含む)は、共済契約者1人につき共済金額の総額が、〇〇万円を超えてはならないものとする。

-----  
<改正法附則(法施行の際に共済事業を行っている場合の共済事業そのものの取扱いに関する経過措置)>

第4条 この法律の施行の際現に共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、新協同組合法第9条の6の2第1項の規定にかかわらず、引き続き当該共済事業を行うことができる。

2 前項の規定により引き続き共済事業を行うことができる場合においては、その事業協同組合又は事業協同小組合を新協同組合法第9条の6の2第1項に定める行政庁の認可を受けた事業協同組合又は事業協同小組合とみなして、新協同組合法の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合連合会は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、新協同組合法第9条の9第5項において準用する新協同組合法第9条の6の2第1項の規定にかかわらず、引き続き当該共済事業を行うことができる。

4 前項の規定により引き続き共済事業を行うことができる場合においては、その協同組合連合会を新協同組合法第9条の9第5項において準用する新協同組合法第9条の6の2第1項に定める行政庁の認可を受けた協同組合連合会とみなして、新協同組合法の規定を適用する。

<中協法施行規則>

(共済規程の認可の申請)

第9条 法第9条の6の2第1項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の共済規程の認可を受けようとする者(次条に規定する者を除く。)は、様式第四による申請書二通に、それぞれ次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 定款

(2) 共済規程

(3) 共済事業に係る3事業年度の事業計画書

(4) 共済事業に係る3事業年度の収支予算書

(5) 常務に従事する役員の氏名及びその経歴を記載した書面

(6) 共済規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本

(7) 共済事業以外の事業に係る三事業年度の事業計画書及び収支予算書

(共済規程の記載事項)

第11条 法第9条の6の2第2項(法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業の実施方法に関する事項

- イ 被共済者又は共済の目的の範囲
  - ロ 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会（法第9条の9第1項第1号又は第3号の事業を行うものを除く。）（以下この章において「事業協同組合等」と総称する。）の共済代理店の共済契約の締結の代理又は媒介に係る権限に関する事項
  - ハ 共済金額及び共済期間の制限
  - ニ 被共済者又は共済の目的の選択及び共済契約締結の手續に関する事項
  - ホ 共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項
  - ヘ 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類
  - ト 再共済又は再保険（第百22条に規定する再共済又は再保険をいう。次条第1号ト及び第32条第1号トにおいて同じ。）に関する事項
  - チ 共済契約の特約（以下「共済特約」という。）に関する事項
  - リ 契約者割戻し（法第58条第6項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）に関する事項
  - ヌ 共済約款の規定による貸付けに関する事項
  - ル 共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合の取扱いに関する事項
  - ヲ その他事業の実施に関し必要な事項
- (2) 共済契約に関する事項
- イ 事業協同組合等が共済金を支払わなければならない事由
  - ロ 共済契約無効の原因
  - ハ 事業協同組合等が共済契約に基づく義務を免れる事由
  - ニ 事業協同組合等の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期
  - ホ 共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことによって受ける損失
  - ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務
  - ト 契約者割戻しを受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲
  - チ 共済約款の適用に関する事項
- (3) 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項
- イ 共済掛金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項
  - ロ 責任準備金（法第58条第5項に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項
  - ハ 返戻金の額その他の被共済者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（以下「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項
  - ニ 契約者割戻しに充てるための準備金及び契約者割戻しの計算の方法に関する事項
  - ホ 第119条第1項第1号イに掲げる共済掛金積立金を計算する共済契約については、共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合における計算の方法に関する事項
  - ヘ その他共済の数理に関して必要な事項

### 3. 共済事業実施に係る諸規制（共済事業と他の事業との区分経理、経費賦課の禁止、責任準備金等の積立て、余裕金運用の制限、外部監査の導入、共済計理人の選任・関与、重要事項の説明義務、業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧、共済代理店規定の整備、共済金額の削減・共済掛金の追徴に関する事項の定款への記載、員外利用に関する定義の見直し）

法に規定する共済事業に対しては、次の規制が導入されます

#### (1) 共済事業と他の事業との区分経理

組合員数（連合会の場合は会員組合の組合員数）が1,000人以下の組合においては、共済事業と共済事業以外の事業を兼業することは可能ですが、この場合、共済事業と共済事業以外の事業を区分して経理することが必要となります。区分された経理間で

の資金の流用は禁止され、また、共済事業の会計に属する資産を担保にして共済事業以外の事業に関する資金調達をしてはならないとされています。

-----  
<改正法附則（共済事業と他の事業との区分経理等に関する経過措置）>

第17条 新協同組合法第58条の2の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の区分から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の区分については、なお従前の例による。

第18条 新協同組合法第58条の3の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る資金運用について適用する。

<中協法>

（共済事業の会計区分）

第58条の2 共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

2 責任共済等の事業を行う組合は、責任共済等の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

（共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の禁止）

第58条の3 共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計からそれ以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済事業に係る会計に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならない。

## （2）経費賦課の禁止

共済事業については、事業費を含めて掛金を設定することが一般的であるため、共済事業に関する賦課金の徴収は禁止されます。

~~~~~  
<定款参考例>

（経費の賦課）

第〇条 本組合は、その行う事業（共済事業を除く）の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。）

（注）共済事業（付帯事業を含む。）のみを行う組合は、本条を削除すること。

<改正法附則（経費の賦課の禁止に関する経過措置）>

第6条 この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合（新協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。）（火災共済協同組合及び新協同組合法第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会を除く。）については、新協同組合法第12条第2項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

<中協法>

（経費の賦課）

第12条 組合（企業組合を除く。）は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の規定にかかわらず、共済事業を行う組合は、当該共済事業（これに附帯する事業を含む。）について、組合員に経費を賦課することができない。

（3）責任準備金等の積立て

共済契約に基づいた共済金の支払に充当するための責任準備金や支払準備金の積立てが義務づけられます。また、利益準備金の積立て基準が引き上げられます（毎事業年度の利益の10分の1以上が5分の1以上に、積立限度額が出資総額の2分の1から出資総額へ）。

~~~~~  
<定款参考例>

(法定利益準備金)

第〇条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第〇条及び第〇条において同じ。）の5分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

-----

<改正法附則（責任準備金に関する規定の整備、利益準備金の積立額・積立割合の引上げに関する経過措置）>

第16条 新協同組合法第58条第1項及び第5項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第58条第2項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

<中協法>

(準備金及び繰越金)

第58条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1（共済事業を行う組合にあつては、5分の1）以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の2分の1（共済事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

-----

#### (4) 余裕金運用の制限

共済事業を実施する組合に対しては、組合員数が1,000人を超えていなくても、余裕金の運用が制限されます。制限の内容は「Ⅱ 3. 余裕金運用の制限」と同様です。

-----

<改正法附則（余裕金の運用制限に関する経過措置）>

第15条 この法律の施行の際現に新協同組合法第57条の5に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する共済事業を行う協同組合及び共済事業を行う協同組合以外の協同組合（信用協同組合及び新協同組合法第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が新協同組合法第35条第6項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して3年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

-----

#### (5) 外部監査の導入

年度末時点での負債総額が200億円を超える組合は、翌年度において、公認会計士や監査法人の会計監査が義務づけられます。なお、共済事業と他の事業を兼業している場合であっても、その負債総額は按分して適用することはできません。

-----

<改正法附則（会計監査人による外部監査の義務づけに関する経過措置）>

第14条 この法律の施行の際現に存する協同組合であつて新協同組合法第40条の2第1項に規定する組合に該当するものについては、同条及び新協同組合法第40条の3の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

<中協法>

第40条の2 共済事業を行う組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超えるものは、前条第2項の規定により作成した決算関係書類について、監事の監査のほか、主務省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

<中協法施行令>

(会計監査人の監査を要する組合の範囲)

第19条 法第40条の2第1項の政令で定める基準は、最終の貸借対照表(同条第2項において準用する会社法第439条前段に規定する場合にあつては、法第40条の2第2項において準用する会社法第439条の規定により通常総会に報告された貸借対照表をいい、組合の成立後最初の通常総会までの間においては、法第40条第1項の貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が200億円であることとする。

**(6) 共済計理人の選任・関与**

共済計理人(共済事業の数理計算に専門的な知見のある者)を共済事業に関与させることが義務づけられます(契約期間が1年未満のもの、満期返戻金がないものは適用除外)。

<改正法附則(共済計理人の選任に関する経過措置)>

第19条 新協同組合法第58条の6の規定は、この法律の施行の際現に存する協同組合であつて同条第1項に規定する組合に該当するものについては、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、適用しない。

<中協法>

(共済計理人の選任等)

第58条の6 共済事業を行う組合(主務省令で定める要件に該当する組合を除く。)は、理事会において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として主務省令で定めるものに関与させなければならない。

2 共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として主務省令で定める要件に該当する者でなければならない。

<中協法施行規則>

(共済計理人の選任を要しない組合の要件)

第133条 法第58条の6第1項の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 共済期間が長期にわたる共済契約であつて共済の数理の知識及び経験を要するものに係る共済掛金及び責任準備金の算出を行わないこと。

(2) 契約者割戻準備金の算出及び積立てを行わないこと。

**(7) 重要事項の説明義務、業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧**

組合員である契約者に対して重要事項を説明する義務や、公衆に対して業務・財務に関する説明書類の公表が義務づけられます。

<改正法附則(業務・財産の状況に関する説明書類の縦覧等に関する経過措置)>

第21条 新協同組合法第61条の2第1項及び第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する。

<中協法>

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第61条の2 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合のうち第40条の2第1項の規定により会計監査人の監査を要するものが子会社その他当該組合と主務省令で定める特殊の関係にある者(以下「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前2項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第1項又は第2項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事

務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第1項又は第2項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は主務省令で定める。

6 第1項の組合は、同項又は第2項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況  
(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第140条 法第61条の2第1項の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- イ 業務運営の組織
- ロ 役員の氏名及び役職名
- ハ 事務所の名称及び所在地

(2) 組合の主要な業務の内容

(3) 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 事業収益、賦課金等収入及び事業外収益の合計額(特定共済組合等にあつては、経常収益)

(2) 経常利益金額又は経常損失金額

(3) 当期純利益金額又は当期純損失金額

(4) 出資金及び出資口数

(5) 純資産額

(6) 総資産額

(7) 責任準備金残高

(8) 貸付金残高

(9) 有価証券残高

(10) 特定共済組合等にあつては、共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(11) 法第59条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額

(12) 職員数

(13) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額

(14) 組合員以外の者の共済事業の利用の割合

ハ 特定共済組合等にあつては、直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第1の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項

(4) 責任準備金の残高として別表第2の上欄に掲げる契約年度の別に応じ同表中欄及び下欄に掲げる責任準備金残高及び予定利率

(5) 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

ハ 組合員以外の者の共済事業の利用の管理の体制

(6) 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下この号において「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。)に該当する貸付金

(2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。）に該当する貸付金

(3) 3月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸付金

ハ 債権（貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものに限る。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）

(3) 要管理債権（3月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権並びに3月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

(4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

ニ 特定共済組合等にあつては、共済金等の支払能力の充実の状況（法第58条の各号に掲げる額に係る細目を含む。）

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ト 貸付金償却の額

2 法第61条の2第1項の主務省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

(1) 共済事業以外の事業の用に供される事務所

(2) 一時的に設置する事務所

(3) 無人の事務所

## ----- **(8) 共済代理店規定の整備**

共済事業の募集・代理契約を行う共済代理店についても、保険業法と同様の行為規制が導入されます。

## **(9) 共済金額の削減、共済掛金の追徴に関する事項の定款への記載**

共済事業の損失が発生した場合に総会の議決により、組合員である契約者に対して、共済金額の削減や共済掛金の追徴ができる旨の規定を定款に記載することが義務づけられます。

~~~~~  
<定款参考例>

（共済金額の削減及び共済掛金の追徴）

第〇条 共済事業に損失を生じた場合であつて、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総会の議決により共済金を削減し又は共済掛金を追徴することができるものとする。

2 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済契約者に支払う共済金との割合により、共済金の支払いを受ける個々の共済契約者に割り当て

て行うものとする。

- 3 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

＜改正法附則（共済金額の削減、共済掛金の追徴に関する事項の定款への記載に関する経過措置）＞

第8条 この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合及び新協同組合法第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会を除く。）については、新協同組合法第33条第2項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

＜中協法＞

（定款）

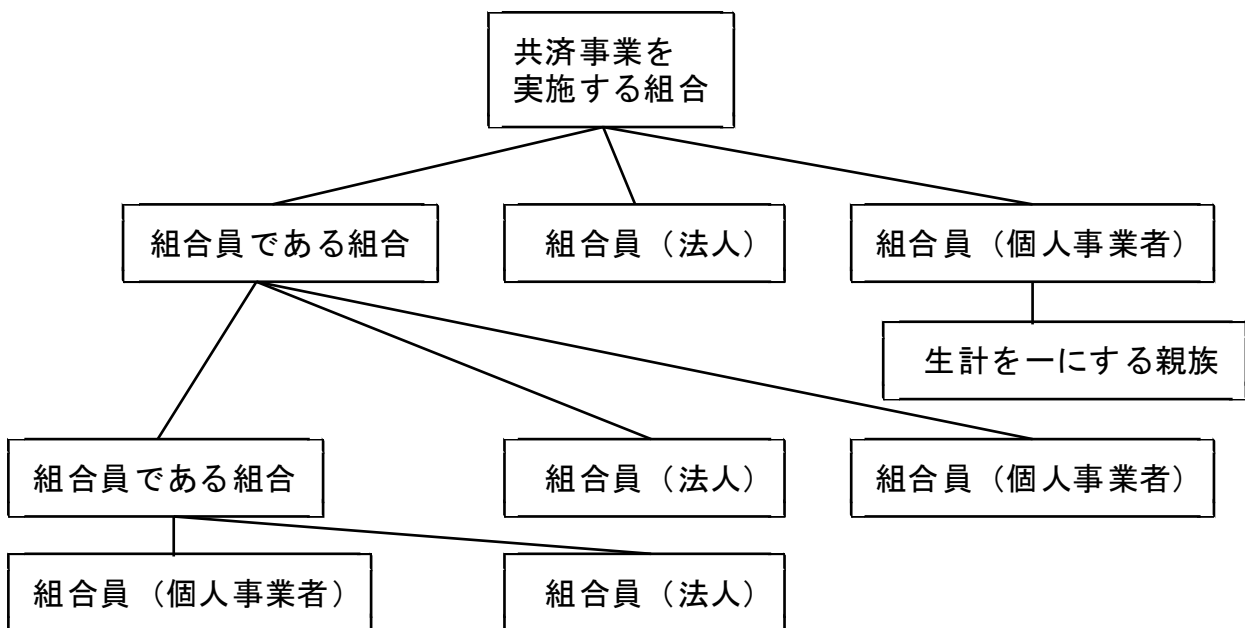
第33条 組合の定款には、次の事項（共済事業を行う組合にあつては当該共済事業（これに附帯する事業を含む。）に係る第8号の事項を、企業組合にあつては第3号及び第8号の事項を除く。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 共済事業を行う組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額の削減及び共済掛金の追徴に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

（10）共済事業に関する員外利用の定義の見直し

共済事業を実施する組合では、組合員だけでなく、組合員（個人事業者）と生計を一にする親族や組合員たる組合が組合員となっている場合のその組合を直接又は間接に構成する中小企業者が共済事業を利用している場合も、員内利用とみなされます。

＜共済事業の利用者で員内利用となる範囲＞



IV 大規模共済組合が対応しなければならない改正点（大規模共済組合改正点）（I II IIIに追加して）

1. 名称中への一定の文字使用の強制

組合員数が1,000人を超える大規模な共済事業を行う組合（特定共済組合）に対しては、「共済協同組合」「共済協同組合連合会」の名称を使用しなければならないことと

されています。

<改正法附則（特定共済組合の名称の強制に関する経過措置）>

第2条 この法律の施行の際現に存する事業協同組合若しくは事業協同小組合であつて第1条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下「新協同組合法」という。）第9条の2第7項に規定する特定共済組合に該当するもの又はこの法律の施行の際現に存する協同組合連合会であつて新協同組合法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会に該当するものについては、新協同組合法第6条第1項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

<中協法>

（名称）

第6条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

- （1）事業協同組合にあつては、協同組合（第9条の2第7項に規定する特定共済組合に該当するものにあつては、共済協同組合）
- （1）の2 事業協同小組合にあつては、協同小組合（第9条の2第7項に規定する特定共済組合に該当するものにあつては、共済協同小組合）
- （3）協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、協同小組合、火災共済協同組合又は信用協同組合のうちのいずれかを冠する連合会（第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会に該当するものにあつては、その種類に従い、共済協同組合又は共済協同小組合のうちのいずれかを冠する連合会）

（事業協同組合及び事業協同小組合）

第9条の2 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

（3）組合員の福利厚生に関する事業

7 第1項第3号の規定により共済事業（組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合（以下「特定共済組合」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

<中協法施行令>

（特定共済組合となる事業協同組合等の範囲）

第6条 法第9条の2第7項の政令で定める基準は、組合員の総数（組合を組合員に含む事業協同組合にあつては、当該事業協同組合の組合員の数に当該事業協同組合の構成組合（事業協同組合の組合員たる組合をいう。以下同じ。）の組合員の数を加えた数から当該事業協同組合の構成組合の数を減じた数とする。）が1,000人であることとする。

2. 兼業禁止

共済事業以外の他の事業を兼業することが、原則として禁止されます。ただし、行政庁の承認を受けた場合には、兼業することができますが、兼業可能な事業は共済事業の運営に影響を及ぼすことが想定されない事業に限定されます。法施行時に特定共済組合に該当する組合が共済事業と他の事業を併せて行っていた場合には、5年間に限り、行政庁の承認を経なくても、兼業を継続することができます。

<改正法附則（特定共済組合の兼業禁止に関する経過措置）>

第3条 この法律の施行の際現に共済事業及びこれに附帯する事業並びに新協同組合法第9条の2

第6項に規定する事業以外の事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合であって同条第7項に規定する特定共済組合に該当するものは、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、同項本文の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

＜中協法施行規則＞

(特定共済組合が他の事業を行う場合の行政庁の承認)

第6条 特定共済組合(法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。以下同じ。)は、同項ただし書に規定する承認を受けようとするときは、様式第一による承認申請書に次に掲げる書類を添えて行政庁に提出しなければならない。

- (1) 承認申請に係る事業の内容を記載した書面
- (2) 承認申請に係る事業に係る3事業年度の事業計画書
- (3) 承認申請に係る事業に係る3事業年度の収支予算書
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書類

3. 財務の健全性基準の導入

組合が、保有する共済リスク等に見合った支払余力を確保しているかに関する基準(健全性に関する基準)が設定されます。

4. 最低出資金の導入

最低出資金規制が導入されます。特定共済組合の出資金は1,000万円、再共済等を行う特定共済組合及び特定共済組合連合会は3,000万円を下回ることができません。法施行時に存在する特定共済組合又は特定共済組合連合会において、最低出資金を満たしていない場合は、法施行後5年以内に最低出資金を満たすことが必要となります。

＜改正法附則(最低出資金に関する経過措置)＞

第7条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる協同組合であってその出資の総額が1,000万円に満たないものについては、新協同組合法第25条第1項の規定は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、火災共済協同組合の出資の総額については、なお従前の例による。

- a. 新協同組合法第9条の2第7項に規定する特定共済組合(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)に該当する事業協同組合又は事業協同小組合
- b. 火災共済協同組合
- c. 新協同組合法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)に該当する協同組合連合会

2 この法律の施行の際現に新協同組合法第9条の2第7項に規定する特定共済組合(再共済又は再再共済の事業を行うものに限る。)に該当する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は新協同組合法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会(再共済又は再再共済の事業を行うものに限る。)に該当する協同組合連合会であってその出資の総額が3,000万円に満たないものについては、新協同組合法第25条第2項の規定は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。

＜中協法＞

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第25条 特定共済組合(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)、火災共済協同組合又は特定共済組合連合会(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)の出資の総額は、1,000万円以上でなければならない。

2 再共済若しくは再再共済の事業を行う特定共済組合又は特定共済組合連合会の出資の総額は、3,000万円以上でなければならない。

<会社法整備法による改正（平成18年5月施行）の概要>

I 定款自治の拡大（定款に規定することによる本則要件の緩和）

1. 任期伸長規定の導入（定款に規定した場合、3年の任期を超えて開催された通常総会終結時までの任期伸長）（第36条）
2. 理事会の定足数、議決要件の引上げ（過半数を上回る割合を規定することも可）（第36条の6）
3. 理事全員の同意がある場合の理事会決議の省略（理事会決議があったものとみなす定款規定）（第36条の6）
4. 会計帳簿等の閲覧請求要件の引下げ（総組合員の10分の1以上の同意要件を緩和する旨の規定も可）（第41条）
5. 役員改選請求要件の引下げ（総組合員の5分の1以上の連署要件を緩和する旨の規定も可）（第42条）
6. 参事・会計主任の解任請求要件の引下げ（総組合員の10分の1以上の同意要件を緩和する旨の規定も可）（第45条）
7. 臨時総会招集請求要件の引下げ（総組合員の5分の1以上の同意要件を緩和する旨の規定も可）（第47条）
8. 理事の職務を行う者がいない場合の組合員の総会招集要件の引下げ（総組合員の5分の1以上の同意要件を緩和する旨の規定も可）（第48条）
9. 総会招集手続の緩和（会日の10日前までの招集要件を定款規定により短縮することも可）（第49条）

II 会社法施行等に伴う規定の整備

1. 理事全員に報告した場合の理事会への報告の省略（第36条の6）
2. 主務省令に基づく理事会議事録の作成（記載事項の変更）（第36条の7）
出席理事・監事の氏名、特別利害関係理事の氏名の記載の追加
3. 代表理事規定の創設（第36条の8）
4. 役員組合に対する損害賠償責任の一部免除規定の創設（第38条の2）
総会の特別議決による報酬等を基準とした一部免除規定の創設
5. 主務省令に基づく総会議事録の作成（記載事項の変更と署名又は記名押印義務の廃止）（第53条の3）
出席理事・監事の氏名、議事録作成担当理事の氏名の追加
6. 定款の公告方法の見直し（公告方法の例示の追加）（第33条）
官報、日刊新聞、電子公告の例示追加
7. 組合と役員の関係規定の創設（第35条の3）、役員が残任義務規定の創設（第36条の2）、理事の忠実義務規定の創設（第36条の3）、理事会の権限の創設（第36条の5）旧商法準用から独立規定の創設
8. 主務省令に基づく会計帳簿の作成（第41条）
9. 全組合員の同意がある場合の招集手続の省略規定の創設、総会招集の理事会決定権限の明確化（第49条）
10. 総会の延期・続行決議規定の創設（第53条の2）
11. 出資一口の金額の減少を行う場合の個別債権者への催告省略の特例（第56条の2）
官報、日刊新聞、電子公告のいずれかによる公告を行った場合の催告の省略
12. 会社への組織変更規定の見直し（中団法第100条の3～第100条の14）
有限会社への組織変更規定の削除、組織変更計画の内容の改正、効力発生日の任意設定、新会社の資本（株主資本）の要件の変更（資本が純資産を下回る場合の不足額の補てん義務の削除）